

〈令和8年9月 15 日発行〉

令和9年度

国分寺市保育所等入所案内 《利用案内編》

令和9年4月入所申込（一次選考）

申請期間：令和8年 10 月 1 日（木）～10 月 31 日（土）23 時 59 分

※24 時間申請可能

申請方法：原則オンライン申請（下記二次元コードより申請してください）



※必ず本案内をご一読いただいた上で、申請をお願いします。

※電子申請が困難な方は、郵送申請も可能です。P8をご確認ください。

※必要書類は、国分寺市ホームページから確認・ダウンロードできます。

（国分寺市ホームページ→「ホーム」→「暮らし・手続き」→「オンライン行政サービス」→「こども（保育所等）」）

令和9年4月入所申込（二次選考）

申請期間：令和9年2月2日（火）～2月13日（土）23 時 59 分まで

申請方法：原則オンライン申請（上記、一次選考と同様です）

国分寺市 子ども家庭部 保育幼稚園課 入園相談係

〒185-8501 国分寺市泉町2-2-18（国分寺市役所2階）

TEL 042-312-8648（直通）

国分寺市ホームページ <https://www.city.kokubunji.tokyo.jp/>



目 次

1. 保育施設の種類	2
2. 給付認定の種類と区分について	4
3. 申込みから入所が決まるまで	7
令和9年4月入所申込み	8
令和9年5月以降の入所申込み	11
4. 市外からの申込み、市外への申込みについて	12
5. 申込みに必要な書類	14
6. 入所申込時の注意事項	17
7. 特別な配慮を要するお子さんの申込みについて	22
8. 入所後の手続・注意事項について	23
9. 入所できなかった場合について	28
10. 保育の実施基準指数表	30
11. よくあるご質問	34
12. 利用者負担額（保育費）等について	43

【お願い】

「保育所等入所案内」は、保育施設の利用申込手続や必要な書類について記載しています。利用を希望される方は、よくお読みになりお申込みください。入所した後の諸手続についても記載されていますので、大切に保管してください。

1. 保育施設の種類

保育施設は、保護者が就労や病気などの理由により家庭でお子さんを保育できないときに、保護者に代わって保育を行うことを目的とした施設です。

(1) 保育施設の種類

名称		内容	入所の 申込先
認可保育所		児童福祉法に基づく設置基準を満たした児童福祉施設です。市が設置・運営する市立保育所と、市の施設を民間事業者などが運営する公設民営保育所、社会福祉法人など民間事業者が設置・運営する私立保育所があります。	保 育 幼 稚 園 課 へ
認定こども園 (※)		0～5歳のお子さんを対象に、保育所と幼稚園両方の利点を生かし、就学前の保育・教育を一体的に提供する施設です。	
地域型 保育	家庭的保育	子ども・子育て支援新制度に基づき、市が認可を行う事業です。0～2歳のお子さんを対象に、自宅等を利用した家庭的な雰囲気の中で、資格を持つ保育経験者が保育を行います。	
	小規模保育 (※)	新制度に基づき、市が認可を行う事業です。0～2歳のお子さんを対象に、6人から19人以下の少人数で保育します。	
	事業所内 保育 (※)	新制度に基づき、市が認可を行う事業です。会社の事業所と保育施設などで、0～2歳の従業員のお子さんと地域のお子さんを一緒に保育します。	
	居宅訪問型 保育 (※)	新制度に基づき、市が認可を行う事業です。障害・疾患などで個別ケアが必要な場合や、施設がなくなった地域で保育を維持する必要がある場合などに、保護者の自宅で1対1の保育を行います。	
企業主導型 保育施設		一定の基準を満たすことにより、国からの補助金を受けて企業が従業員のお子さん向けに設置している保育施設です。地域のお子さんの受入れを行っている施設もあります。	直 接 施 設 へ
認証保育所		主に0～5歳までの乳幼児を対象に、民間事業者が東京都の認証を受け、運営する保育施設です。	
認可外保育施設 (ベビーホテル等)		民間事業者や個人が設置・運営する保育施設で、東京都に届出が出された施設です。	

(※) 令和8年9月現在、国分寺市内には、「認定こども園」、「小規模保育」、「事業所内保育」、「居宅訪問型保育」に該当する施設はありません。

(2) クラス編成について

クラスは令和9年4月1日時点の年齢で決まります。以下の表をご参照の上、クラスを確認してください。

クラス	生 年 月 日
0歳	令和8(2026)年4月2日以降 ※令和9年4月2日～令和10年4月1日は令和10年度も0歳クラス
1歳	令和7年(2025)4月2日～令和8年(2026)4月1日
2歳	令和6年(2024)4月2日～令和7年(2025)4月1日
3歳	令和5年(2023)4月2日～令和6年(2024)4月1日
4歳	令和4年(2022)4月2日～令和5年(2023)4月1日
5歳	令和3年(2021)4月2日～令和4年(2022)4月1日

◆保育コンシェルジュによる個別相談（予約制）のご案内◆

保育園探しや入園手続、保育サービスのことなど、
保育に関するお悩みや疑問はありませんか？保育士資格を持つ専門相談員
「保育コンシェルジュ」が、お一人おひとりの状況に合わせて、
丁寧にサポートします。



保育コンシェルジュ

◇ こんなご相談をお受けします

- ・ご家庭に合った保育園や幼稚園などの施設選び
- ・入園申込みの手続や必要書類について
- ・認可保育所への入所が保留になった場合の、今後の預け先探しや選択肢のご提案
- ・一時預かりや病児保育など、様々な保育サービスのご案内

◇ 予約方法（Web 予約）

右記の二次元コード『保育コンシェルジュ 予約フォーム』より
申請してください。

※相談希望日の3日前までにご予約をお願いします。



保育コンシェルジュ
予約フォーム

◇ 相談日時・場所等

【日時】月曜日～金曜日（振休日・年末年始を除く）

- ・午前8時30分～正午
- ・午後1時～午後4時

【場所】国分寺市役所 2階 保育幼稚園課 入園相談係

※相談時間の目安は、相談1件につき約30分程度です。

※入所申込みに関する一般的なご質問、提出書類の確認、オンライン申請の操作方法などは、
保育幼稚園課の職員が電話または窓口等で対応可能です。こちらは予約不要です。

2. 給付認定の種類と区分について

施設型給付※を受ける幼稚園（以下「新制度幼稚園」といいます。）や認定こども園、認可保育所等を利用する際には、子どものための教育・保育給付認定を受ける必要があります。なお、認可保育所等の申込みは子どものための教育・保育給付認定申請を兼ねているため、認可保育所等の申込みをした場合は、改めての手续は不要です。

※子ども・子育て支援新制度にもとづき、利用料の一部を国・自治体が幼稚園に直接支払う仕組み

（１）子どものための教育・保育給付認定（子ども・子育て支援法第19条）

新制度幼稚園、認定子ども園、認可保育所等の教育・保育を利用する子どもについては、「保育の必要な事由」と「保育の必要量」から認定いたします。

認定区分	対象年齢	保育の必要性・必要量		利用できる施設	申請方法
1号認定	満3歳以上	なし	教育標準時間 4時間	認定こども園（教育認定部分） 幼稚園（新制度）	利用施設を 通じて申請
2号認定	満3歳以上	あり	保育標準時間 11 時間	認定こども園（保育認定部分） 認可保育所	市に申請 （入所申込みとあ わせて申請となる ため、別途手続は 不要）
			保育短時間 8時間		
3号認定	満3歳未満	あり	保育標準時間 11 時間	認定こども園（保育認定部分） 認可保育所 地域型保育 小規模保育	
			保育短時間 8時間		

（２）子育てのための施設等利用給付認定（子ども・子育て支援法第30条の4）

施設型給付を受けない幼稚園（以下、「未移行幼稚園」といいます。）や、認可外保育施設等（※1）を利用する方が無償化の給付を受けるために必要な認定です。施設の利用開始前に認定を受けておく必要があります。

認定区分	対象年齢	利用理由	利用できる施設	申請方法
1号認定 (新1号)	満3歳以上	未移行幼稚園で教育を希望する場合	未移行幼稚園（※2）	市に申請
2号認定 (新2号)	3歳～5歳児クラス	「保育を必要とする事由」に該当し、認可外保育施設で保育を希望する場合 ※幼稚園・認定こども園の預かり保育を含む	認定こども園の預かり保育 幼稚園の預かり保育 認可外保育施設等（※3）	
3号認定 (新3号)	0歳～2歳児クラス	「保育を必要とする事由」に該当し、認可外保育施設で保育を希望し、市町村民税非課税世帯の場合		

※1 都道府県等に届出を行い、国が定める基準を満たした施設に限られます。

※2 預かり保育を実施していない場合や、実施時間等が少ない場合（教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は年間開所日数が200日未満）は預かり保育の利用料に加えて、認可外保育施設等との併用可。

※3 一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業含む

（３）保育を必要とする事由と必要量の認定とは

２号認定又は３号認定を受ける方は、保護者（※）のいずれもが「保育を必要とする事由」に該当する必要があります。また、保護者の働き方や子育ての状況に応じて、保育の必要量も認定します。保育標準時間・短時間の区分によって、保育所等の利用時間が異なります。

（※）保護者とは「親権を行う者、後見人その他の者で、児童を現に監護する者」のことを言います（事実婚関係である者を含む）。

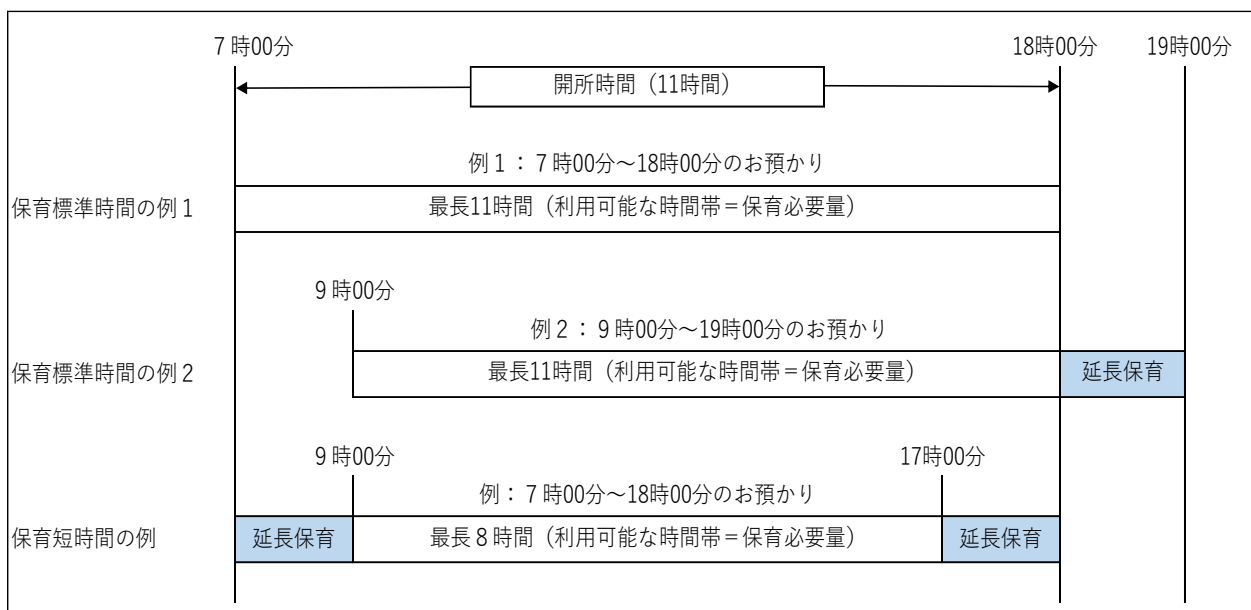
◆保育を必要とする事由

- （１）１か月間の労働時間が４８時間以上となることが常態となっている場合
※週３日以上かつ週１２時間以上が最低基準
- （２）妊娠中であるか又は出産後間もない場合
※出産予定月をはさんで前後各２か月、計５か月間
- （３）疾病又は負傷中（入院・自宅療養等）の場合
※それぞれの事由が終了する月まで
- （４）障害がある場合
- （５）同居の親族を常時介護又は看護している場合（長期間入院等をしている親族含む）
※週３日以上かつ週１２時間以上が最低基準
- （６）震災、風水害、火災、その他の災害の復旧にあたっている場合
※最長６か月
- （７）求職活動（起業の準備を含む）を継続的に行っている場合
※入所開始月の１か月
- （８）就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）している場合
※週３日以上かつ週１２時間以上が最低基準で、就学が終了する月まで
- （９）育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要である場合
- （１０）虐待やDVのおそれがある場合
- （１１）その他、市が認める場合

◆保育必要量の区分

- ①保育標準時間・・・1日最長11時間の中で必要となる時間
- ②保育短時間・・・・1日最長8時間の中で必要となる時間

◆利用のイメージ



※『就労（予定）』を「保育を必要とする事由」として保育所等の申込みをする場合、**勤務時間が週30時間未満の方は保育短時間での認定になります。**ただし、週30時間未満の就労であっても、通勤時間等の理由によって標準時間を希望される方はご相談ください。

※保育標準時間認定を受けることができる場合でも、保護者の希望により保育短時間認定を選択することができます。

※保育短時間認定の場合で、保育短時間の開所時間を超えて保育した場合、保育標準時間の開所時間内であっても延長料金が発生します。

◆認定内容の変更

「保育の必要な事由」や「保育必要量」の変更を希望する場合は、保育幼稚園課へご相談ください。変更希望月の前月末までに、手続きが必要です。

3. 申込みから入所が決まるまで

認定・入所の申込

申込期間内に、認定・入所の申込をしてください。《原則オンライン申請》

郵送（4月入所一次・二次選考は除く）、FAXによる受付、及び市民サービスコーナーでの受付は行っておりません。

保育の必要性の審査（認定審査）

提出書類の確認及びご家庭の状況等、お子さんの保育を必要とする具体的な内容をお尋ねします。
また、ご自宅を訪問したり勤務先に電話をしたりしてお話を伺うなどさせていただく場合もあります。

選考

保育の実施基準指数表（P30・31）をもとに選考を行い、入所するお子さんを内定します。

先着順や抽選ではありません。

申込内容に虚偽が判明した場合には選考の対象とせず、内定が出ていた場合でも取消しとなります。

内定の連絡

4月の入所内定者には文書で通知します
5月以降の入所内定者には電話でお知らせします。

面接・健康診断

入所が内定した保育所等で面接・健康診断を行います。健康診断の結果次第では入所できない場合があります。また、入所基準日（毎月1日）の前日まで
に面接・健康診断を受けない場合、内定取消しとなります。

入所決定

面接と健康診断等で入所に支障がない場合、入所決定となり、施設利用承諾通知書をお送りします。

入所

入所日は毎月1日です。月途中の入所はできません。

入所できなかったら

○内定しなかった方には申込初月のみ「施設利用保留通知書」をお送りします。その後の選考では、入所内定の場合のみ電話にてご連絡します（引き続き保留の場合は連絡しません。）

○支給認定証も同時に発送する予定です（保育所等への入所を確定するものではありません。）
（※4月入所は1月下旬以降発送予定です。）

○申込みは年度内（令和10年2月入所選考まで）有効です。年度内に希望の保育所等に欠員が生じた場合、入所選考の対象になります。

○年度内に保育所等に入れず、引き続き次年度も入所（転所）を希望される場合は、あらためて次年度分をお申込みいただく必要があります。

○申込後に保育所等入所を希望しなくなった場合や家庭状況等が変わった場合は必ず必要書類を提出してください。

支給認定証の交付

認定結果を郵送で入所希望月の前月下旬（4月入所は3月中旬以降）にお送りします。

令和9年4月入所申込み（一次選考）

申請期間	令和8年10月1日（木）～令和8年10月31日（土） 23:59 まで ※郵送申請の場合は、令和8年10月30日（金）必着	
申請方法 右記の いずれか	原則 オンライン	- 令和9年度選考より、オンライン申請を開始しています。ぜひオンライン申請のご利用をご検討ください。 - 申請期間中は、24 時間いつでも申請可能です。 【URL】 https://logoform.jp/form/vHtF/1704171 ※右の二次元コードからも申請可能です ※電子申請をした場合、同一内容の紙書類を重複提出する必要はありません。 
	郵送	【宛先】 185-8501 国分寺市泉町2-2-18 国分寺市役所 保育幼稚園課 入園相談係 宛 ※同封の専用封筒をご使用いただくか、封筒の表面に「令和9年度4月入所申込書（一次選考）在中」と記載してください。
結果	令和9年1月27日（水）発送予定（内定・保留どちらも） ※電話での結果回答はできません。 ※内定した方で、やむを得ず辞退される場合は、早急に保育幼稚園課で辞退の手続きを行ってください。	

※今年度より、不足書類等の受付期間は設けておりません。期日までにお申込みを完了させていただきますよう、お願いいたします。

※撮影してアップロードした添付資料の画像は不鮮明な場合は、再提出をお願いすることがあります。なお、有効期限切れの資料を添付されても選考に反映はいたしません。

※申込内容の確認依頼を受けてもご対応出来かねます。

出生前申込みを希望される方へ

- 令和9年4月1日までに出生予定の場合は、受付期間に未出生であっても4月一次選考の「出生前申込み」が可能です（ただし、令和9年2月4日以降に生まれた場合は、4月入所選考の対象になりません）。
- 希望保育所は、入所案内＜施設紹介編＞「2. 保育施設一覧」に記載の〇歳児保育開始月齢をご確認の上、令和9年4月1日時点において保育開始月齢に達する見込みの施設のみご記入ください。
- 申請時に「母子健康手帳の写し（①交付日記載の表紙②出産予定日のわかるページ）」を必ず提出し、申請書の児童名は「名字 ベビー」と記入し、生年月日は出産予定日を記入してください。
- 出生後、令和9年2月12日（金）までに「施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書兼保育所等入所申込書」を、郵送・窓口でご提出ください。令和9年2月3日までに出生していたとしても、書類未提出の場合、選考結果は無効となります。

【注意事項】

- 申込みは、原則「LoGo フォーム」によるオンライン申請をお願いします。
なお、オンライン申請済みの方は、同一内容の紙申請書提出は不要です。
- 電子申請で誤った申込みをした場合は、保育幼稚園課入園相談係にお問い合わせください。
- 同じ「LoGo フォーム」アカウントで再度申請することはできません。また、別のアカウントで同じ児童に対する重複申請があった場合は、そのすべての申請を無効とします。
- 原則として、申請書類はすべて揃えた上で申請してください。
- 申込期限は受付期間の最終日の 23:59 です。必ず 23:59 までに申請を完了させてください。受付終了後の申請フォームへの送信はできないため、入力途中で時間を過ぎた場合は無効となります。
- 締め切り間近のアクセス集中等、通信障害については一切責任を負いません。
- 入力完了までの所要時間の目安は 30～40 分です。
- 1 申請につき同時に 3 人分の申込みが可能です（4 人以上の申込みの場合は事前にご相談ください）。
- 撮影してアップロードした添付資料の画像が不鮮明な場合は、再提出をお願いすることがあります。なお、有効期限切れの資料を添付されても選考に反映はいたしません。
- 令和 9 年 4 月入所申込み（一次選考）郵送申請の締切りは、**令和 8 年 10 月 30 日（金）※必着**です。受付期間外に到着した申込みは、無効となります。
- 料金不足や郵送事故による不着については、市では責任を負いかねます。電話等による書類の到着確認はお受けすることができませんので、「LoGo フォーム」によるオンライン申請をぜひご活用ください。郵送申請かつ到着確認が必要な場合には、特定記録郵便や簡易書留等の追跡サービスがある送付方法でご提出ください。
- 提出された書類は一切お返しすることができません。提出書類はあらかじめ写しを取り、内容をよく確認してからご提出ください。
- 就労証明書や診断書等の、保育の必要性を証明する書類について、必ず申請者の方が、記載漏れや内容の不備が無いか確認してください。書類に不備があった場合、選考対象外や選考上不利になる可能性があります。就労証明書の内容については、市より勤務先に電話で確認する可能性があります。
- 国分寺市外にお住まいの方の申込みについては、必ず **P12** をご確認ください。国分寺市へ転入予定がある場合は、直接国分寺市へ申込みとなります。住民登録がある市区町村を通じて申し込む場合は、必ず住民登録がある市区町村に申込方法や締切等をお問い合わせください。

令和9年4月入所申込み(二次選考)

一次選考の結果、定員に空きが生じた場合や、辞退や未出生等の理由で一次選考後に生じた欠員は、すべて二次選考の対象となります。一次選考で保留の場合、内定となるまで、年度内は申込みが継続しますので、改めての申込みは不要です。

申請期間	令和9年2月2日(火)～2月13日(土) 23時59分まで	
申請方法	※「令和9年4月入所申込み(一次選考)」と同様、原則オンライン申請です。 ※郵送申込みの場合は令和9年2月12日(金)必着です。 ※窓口申込みは令和9年2月2日(火)～2月12日(金)午後5時まで。	
結果	内定	令和9年3月上旬頃発送予定 ※電話での結果回答はできません。
	保留	令和9年3月中旬頃発送予定 ※電話での結果回答はできません。



※撮影してアップロードした添付資料の画像が不鮮明な場合は、再提出をお願いすることがあります。なお、有効期限切れの資料を添付されても選考に反映はいたしません。

※申込内容の確認依頼を受けてもご対応出来かねます。

- 一次選考で既に申込みをしており二次選考で内定となった場合は通知が発送され、保留となった場合、通知は発送されません。保留の方で、希望園を変更したい場合や状況の変化、申込みを取り下げる場合等は必要な書類を提出してください。
- 一次選考結果通知発送後、国分寺市ホームページに空き状況を掲載します。
- 二次選考後に辞退等の理由で生じた欠員については、欠員が生じた保育所の待機者の中から繰り上げを行います。

令和9年5月以降（5月から翌年2月）の入所申込み

原則オンライン申請となり、郵送・メールでの申込みは受付できません。

受付期間：入所希望月の2か月前から
入所希望月の前月10日の23：59まで

申請期間	5月入所	3月11日（木）～4月10日（土）23：59
	6月入所	4月11日（日）～5月10日（月）23：59
	7月入所	5月11日（火）～6月10日（木）23：59
	8月入所	6月11日（金）～7月10日（土）23：59
	9月入所	7月11日（日）～8月10日（火）23：59
	10月入所	8月11日（水）～9月10日（金）23：59
	11月入所	9月11日（土）～10月10日（日）23：59
	12月入所	10月11日（月）～11月10日（水）23：59
	1月入所	11月11日（木）～12月10日（金）23：59
	2月入所	12月11日（土）～1月10日（月）23：59
申請方法	「令和9年4月入所申込み（一次選考・二次選考）」と同様・原則オンライン申請 ※または、窓口受付（国分寺市役所2階 保育幼稚園課）も可能です <u>※オンラインではなく窓口での申請の場合、申請期間は「入所希望月の前月10日（閉庁日の場合は前開庁日）の午後5時まで」となりますのでご注意ください。</u>	
窓口受付時間	午前8時30分～午後5時 ※土日・祝休日及び年末年始（12月29日～1月3日）を除く。	
結果	内定	入所希望月の前月15日頃に電話連絡をします。
	保留	入所希望月の前月20日頃に保留通知を発送します。 ※保留通知は最初に申請をした月のみ発送します。 ※それ以降、保留になった場合は連絡・通知は行いません。

◎定員に空きがある場合にのみ選考会を行います。

3月入所の取扱いはありません。

- 毎月15日～20日（日程は選考状況や土日・祝休日の関係で前後することがあります）は繰上げ期間です。選考後に辞退等の理由で生じた欠員については、欠員が生じた保育所の待機者の中から繰り上げを行います。
- 待機になった方について、毎月20日以降にご連絡いただければ待機順位等をお伝えすることは可能です（日程は選考状況や土日・祝休日の関係で前後することがあります）。
- 申込みは、令和9年度内において有効です。内定となるまでは、申込みが継続しますので、再度の申込みは不要です。
- 保育所等の入所が保留となっている方で、引き続き次年度の入所選考を希望される場合は、改めて申込みが必要です。
- 毎月1日頃に、各保育所等の入所状況を国分寺市ホームページに掲載します。

4. 市外からの申込み、市外への申込みについて

(1) 国分寺市外在住の方が国分寺市内の保育所等を申込みする場合

転入予定がある方

入所希望月の1日までに（入所希望月の1日が土日・祝休日の場合は、翌開庁日までに）国分寺市へ転入手続をした上で、国分寺市保育幼稚園課に、改めて「施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書兼保育所等入所申込書」を提出することを条件とした申込みです。内定時は入所日までに必ず保育園との面談と健康診断を終了している必要があります。

申込方法	原則、オンライン申請（郵送又は窓口受付も可能です） ※ <u>窓口での申請の場合、例月申込の申請期間は「入所希望月の前月10日（開庁日の場合は前開庁日）の午後5時まで」となりますのでご注意ください。</u>
窓口 受付時間	国分寺市役所2階 保育幼稚園課 午前8時30分～午後5時 郵送時の宛先：185-8501 国分寺市泉町2-2-18 国分寺市役所 保育幼稚園課 入園相談係 宛
申込締切日	国分寺市が定める申込締切日（P11 参照）※必着
必要書類	① 申込みに必要な書類（P14 参照） 国分寺市の様式を使用してください。 ※申込書の住所は現在お住まいの住所を記入してください。 ②転入誓約書 ※転入誓約書は、国分寺市ホームページからダウンロード可能です。 ③賃貸契約書や売買契約書等の写し ※住所、入居日又は引渡日、保護者氏名が確認できるもの （社宅等の理由で上記契約書の提出ができない方は必ず早めに保育幼稚園課までご連絡ください。） ※②③が未提出の場合は「転入予定がない方」と同様の取扱いとなります。 ※③に限り、 <u>令和9年度4月入所一次選考は、令和8年11月30日（月）までの郵送または窓口での追加提出が可能です。</u> ④現住所が記載されている住民票の写し（世帯全員分） ※国内に住民票がない場合は、パスポートの写しを提出してください。
結果発送	国分寺市保育幼稚園課から発送
転入後の手続	入所の可否にかかわらず、入所希望月の1日までに（土日・祝休日の場合は、翌開庁日までに）転入手続した上で、国分寺市保育幼稚園課窓口にて、改めて「保育所等入所申込書」の提出が必要です。手続を行わない場合は、申請又は内定が取消しとなり、保留の場合でも発行書類は無効となります。

- 転入先住所が未確定の場合や、申込みに必要な書類に加えて、転入誓約書と賃貸契約書や売買契約書等の写しの提出がない場合は、「転入予定がない方」と同様の取扱いとなります。
- 新規申込を希望され、現在の自治体で認可保育園に在籍がある方は、申込締切までに入所希望月時点の退所手続がされていない場合、転所申込として選考いたします。

転入予定がない方

3歳児クラス以上のお子さんが対象です。国分寺市在住のお子さんの選考後に十分な空きがある場合のみ選考が行われます。

申込窓口	申込時点で住民登録がある市区町村の保育担当課
申込方法	住民登録がある市区町村を通じて申込み ※申込みは、オンライン申請の対象外です
申込締切日	国分寺市が定める申込締切日（P11 参照） （令和9年度4月入所二次選考締切は、令和9年2月12日（金）午後5時） ※住民登録がある市区町村に提出期限等を確認した上で、国分寺市が定める締切日までに余裕を持って、住民登録がある市区町村へ提出してください。
必要書類	申込みに必要な書類（P14 参照） ※国分寺市の様式を使用してください。 ※申込書の住所は現在お住まいの住所を記入してください。
結果発送	住民登録がある自治体から発送

- 0歳児・1歳児・2歳児クラスについては、転入予定のない（転入先住所が未確定の場合や、転入誓約書と賃貸契約書や売買契約書等の写しの提出がない場合も含む）お子さんは申し込まれても選考の対象となりません。
- 4月申込みについては一次選考の対象にはなりません。国分寺市在住のお子さんの二次選考後に、十分な空きがある場合のみ選考対象となります。

（2）国分寺市在住の方が市外の保育所等を申し込む場合

申込先の市区町村へ転出予定がない場合や、転出予定があっても申込先の市区町村より国分寺市へ申込手続きをするよう案内があった場合は、以下の方法で手続きしてください。

申込窓口	国分寺市役所 保育幼稚園課 午前8時30分～午後5時
申込方法	国分寺市を通じて申込み ※市外の保育所等への申込みは、オンライン申請の対象外です
申込締切日	申込先の市区町村にご確認ください。 ※締切日のおおむね1週間前までに、国分寺市保育幼稚園課で申込みを行ってください。1週間前までに提出がない場合、申込先の市区町村の締切日までに間に合わない可能性があります。
必要書類	申込先の市区町村にご確認ください。

- 申込書類は自治体によって異なるため、**受付時に国分寺市で内容を確認することはできません。**送付後に各市区町村で確認していただきますのでご了承ください。
- 市区町村によっては、市外からの申込みを制限している場合があります。

5. 申込みに必要な書類

以下の書類が必要となります。入所案内とともに配布している申請書や、国分寺市ホームページからダウンロードした様式をご利用いただき、記入漏れのないようにご注意ください。また、申込み後にご家族やお勤め先などの状況が変わりましたら、速やかに保育幼稚園課までご連絡ください。入所選考に影響するような状況の変更があったにもかかわらず連絡がなかった場合、虚偽の申告となり利用内定又は利用決定が取消しとなります。

申込みに必要な書類※紙による申請の場合、消えるボールペンでの記入は不可です。

該当する方	必要書類	電子申請	紙による申請	備考
すべての方	施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書兼保育所等入所申込書	-	要	世帯につき1枚
	保育所等入所申込調査書	-	要	世帯につき1枚
	お申込みチェックシート	-	要	世帯につき1枚
	保育の必要性を証明する書類（表1）	電子で添付	要	父母それぞれ（表1）
該当する世帯	その他（表2）	電子で添付	要	
	市町村民税の確認に必要な書類（表3）			

保育の必要性を証明する書類（表1）★印は国分寺市ホームページからダウンロード可

※父母（事実婚関係である者を含む）及び児童と同居する20歳以上65歳未満の方、全員分が必要です。児童と同居する20歳以上65歳未満の同居親族の方の要件書類が未提出の場合、P31『調整指数表』14番の減点対象となります。

※令和9年度4月入所申込みと令和8年度入所申込みを行う方は、それぞれ保育の必要性を証明する書類が必要ですが、片方の年度に写しを添付いただいてもかまいません。

※就労証明書及び診断書、在学証明書は、入所希望月初日から3か月以内（4月入所希望の場合のみ前年の9月15日以降）に証明されたものが有効です。

保護者・親族の状況	必要書類	備考
就労	外勤 （内定、産前産後休業又は育児休業中を含む）	■ 「就労証明書の記載方法について」も併せてご確認ください。 ■ 勤務先の代表者との関係が『親族』の場合、自営の証明も必ず添付してください。自営の証明書類に有効期限がある場合は有効期限内のものを提出してください。 ■ 保育所入所後に勤務日数や時間が増える予定の方は、「就労内定（自営以外）」と同じ取扱いとなり、P31『調整指数表』2番の対象となります。保育所等入所後に勤務日数や時間等が増えた後の就労証明書を再度ご提出ください。 ■ LoGo フォームまたは「保育所等入所申込調査書」で、「希望する保育所に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる」にチェックした方は、保育の必要性の書類（就労証明書）は不要です。
	自営 （保護者本人や親族経営の会社での勤務、予定、育児に伴う休業中を含む）	
出産	母子健康手帳の写し	① 交付日記載のページ（表紙） ② 出産予定日記載のページの写し
疾病	★診断書 ※内容が網羅されていれば病院様式でも構いません	■ ①患者氏名②診断名③病状経過等④治療期間と通院回数（現状と今後の見込み）⑤ 保育所利用の必要性 についての記載がある診断書を提出 ※記載が不足している場合、疾病要件での申込みとして認められない場合があります。

障害	各種障害者手帳の写し		■ ①氏名②手帳の種類③等級や区分がわかる写し ※有効期限が過ぎている場合には障害要件での申込みとして認められない場合があります。最新のものを提出ください。
介護・看護	①★介護状況届出書 ②介護・看護が必要であることの証明書類		■ 介護状況届出書の内容は介護者が記入してください。 ■ 保育所に申込みをするお子さんの介護を要件に保育所の申込みを行うことはできません。 【介護・看護が必要であることの証明書類について】 - 要介護認定者：診断書・介護保険被保険者証の写し・ケアプランの写しのいずれか一つを提出 - 障害支援区分該当の方：障害支援区分認定証の写しを提出 - 要介護認定者以外の方：①患者氏名②診断名③病状経過等④治療期間と通院回数（現状と今後の見込み）⑤介護・看護の必要性についての記載がある診断書を提出（内容が網羅されていれば病院様式でも構いません）。
求職	就労内定あり ※自営業以外	★就労証明書（表面のみ） ※会社の担当者が記入	■ 就労開始後に再度就労証明書を提出してください。前職がある場合は前職の就労証明書もご提出ください。 ■ P31『調整指数表』2番の対象となります。
	開業予定	事業計画書または自営の証明（開業届等）	
	就労内定なし	ハローワーク受付票、面接の通知等のコピー	
就学	①★在学証明書 ②時間割表添付		■ ①生徒氏名②在籍学部（在籍学部がない場合は、所属や専攻している分野）③学年④入学日と卒業予定日⑤休学中の場合は休学期間と理由について記載されている在学証明書を提出（内容が網羅されていれば学校様式でも構いません）。 ■ 時間割は在学証明書に記載するか、別紙を添付してください。 ■ 休学中の場合、休学前の時間割を記入してください。 ■ 就学予定の場合、合格通知書の写し等を提出し就学後に必ず在学証明書と時間割を提出してください。
災害	罹災証明書		

その他（表2）

保護者・親族の状況	必要書類	備考
ひとり親世帯の方	①★ひとり親の申立書 ②離婚調停、離婚裁判関係書類の写し	■ 保護者が離婚を前提として別居しているが、住民票上は同居となっている場合や、住民登録が国分寺市にない保護者がひとり親として申し込む場合に提出してください。 ■ 調停中、裁判中の方は「事件係属証明書」等状況がわかる書類を提出してください。
生活保護世帯の方	生活保護受給者証	
認可外保育施設・ベビーシッターに有償で預けている方 （認証保育所、内閣府や都道府県知事に届け出している施設。認可保育施設の一時保育等を含む。）	★受託証明書	■ <u>在籍開始後に記載してもらうこと。</u> ■ <u>申込締切日時点で保護者が育児休業中の場合は、加点の対象にはなりません。申込締切日までに、復職し「復職証明書」を提出された場合にのみ加点となります。</u> ■ 申込児童が複数いる場合でも預けている施設が同じであれば1枚にご記入ください。 ■ <u>在籍条件や保護者の状況で加点対象になる可能性がありますので、詳しくはP17をご確認ください。</u>

保護者が保育従事者 又は保育従事予定の方	保育士・幼稚園教諭の 免許状の写し	■ 保護者が保育士・幼稚園教諭の免許を有し、認可保育所、認定こども園、地域型保育事業、認証保育所、認可外保育施設（内閣府又は都道府県知事に届けている施設に限る）で保育に従事している（就労内定を含む）場合はご提出ください。 ■ 新規申込みの場合のみ P31『調整指数表』7番又は8番の加点対象となります。
同居親族で障害者手帳をお持ちの方がいる場合	各種障害者手帳の写し	■ 氏名②手帳の種類③等級や区分がわかる写し ※有効期限が過ぎている場合は、最新のものを提出してください。
申込児童に障害がある場合	各種障害者手帳の写し 診断書のいずれか	■ 氏名②手帳の種類③等級や区分がわかる写し ■ P31『調整指数表』18番の加点対象となります。
申込児童のきょうだいに障害がある方	申込児童のきょうだいの障害者手帳の写し 診断書のいずれか	■ 申込児童のきょうだいに障害がある場合は提出してください。診断書の様式は問いません。 ■ P31『調整指数表』19番の加点対象となります。
保護者で特定医療費（指定難病）受給者証・マル都医療券をお持ちの方	特定医療費（指定難病）受給者証 マル都医療券の写し	■ 交付されている場合写しを提出してください。 ■ P31『調整指数表』3番の加点対象となります（入所希望月初日の時点で有効期限が過ぎている場合には、加点対象になりません）。
同居親族（申込児童、児童のきょうだい、保護者を除く）の方で障害支援区分1～6に該当又は要介護認定を受けている方	同居親族（申込児童、児童のきょうだい、保護者を除く）の障害支援区分認定証・介護保険被保険者証の写し	■ 同居親族（申込児童、児童のきょうだい、保護者を除く）の方で、障害支援区分1～6に該当又は・要介護認定を受けている方がいる場合はご提出ください。 ■ P31『調整指数表』13番の加点対象となります。
生計を一にする別居の子がいる場合	①★扶養対象者申告書 ②源泉徴収票、確定申告書の写し等のいずれか	■ P31『調整指数表』21番の加点対象となる可能性があります。『優先順位』の第六段階に反映します。

市町村民税の確認に必要な書類（表3）

※入所選考時と副食費の免除判定に必要な書類です。

保護者・親族の状況	必要書類	備考
令和8年1月1日に国分寺市民である方	不要	■ 住民税が未申告の場合は、市町村民税が高い世帯とみなし、入所選考において不利になる可能性があります。
令和8年1月1日に国分寺市外に住民登録があった方	令和8年度住民税（非）課税証明書 ※父母それぞれ ※寄付金控除や住宅借入金等特別控除がある方は記載のあるもの ※「住民税特別徴収額通知書」や「住民税納税通知書」では対応できません。	■ 令和8年1月1日に住民登録があった自治体で発行したものをご提出ください。
令和8年1月1日に海外に住んでいた方	①★年間収入申告書 （父母それぞれ保護者が記入） ②令和7年分（令和7年1月1日～12月31日）の円建ての収入がわかる書類（収入があった方のみ） ※収入がない場合は、①の年間収入申告書のみご提出ください。	■ 円建ての収入がわかる書類として、「源泉徴収票」や勤務先作成の「給与支払い証明」でも構いません。 ■ 国内給与と国外給与の支払いがあった場合には、それぞれについての書類をご提出ください。

※令和9年1月1日に国分寺市外に住民登録がある方は、入所後に上記の市町村民税の確認に必要な書類を提出してください。

6. 入所申込時の注意事項

希望保育所について	■ 雨天時の送迎方法や通勤経路、各園の保育時間等を考慮した上で、送迎可能な希望園を検討してください。希望園については見学をおすすめします。見学のご予約は、希望施設に直接お問合せください。 ■ 希望園は、申込時点で空きがない園でも希望できますので、<u>入所したい順番で記入</u>してください。（希望数の制限はありません。紙の申請書を利用して7園以上希望される場合は、利用希望施設別紙にご記入ください。） ■ <u>施設名が似ている施設が複数あるため、ご希望の施設の番号、施設名、住所をよくご確認のうえご記入ください。</u> ■ 0歳児クラスをご希望の方は、入所希望月1日の時点において受入開始月齢（生後57日目、3か月）に達しているかどうか、0歳クラスの設定があるか、延長保育時間の条件等をご確認の上希望園をご記入ください。 ■ 就労要件で申込みの場合、保育時間内に送迎が間に合わないという理由でも、提出された就労証明書の就労条件より勤務日数・時間数が減る場合（勤務先の育児短時間制度等を除く）は、選考時の指数を満たさなくなるため、原則内定取消しとなります。
証明書について	■ 証明書の内容について就労（就学）先・医療機関等に無断で作成し、又は改変を行ったときは、刑法上の罪に問われる場合があります。 ■ 内容確認等で勤務先に問合せをすることがありますので、ご了承ください。
保育の必要性を証明する書類が未提出の方	■ 保育の必要性を証明する書類が未提出の保護者がいる場合、その保護者の基本指数は0点としたうえで求職中として取り扱います。また、入所後に保育の必要性を証明する書類を提出する必要があります。
求職中で申込みの方	■ 入所月の翌月1日までに、週3日以上かつ週12時間以上の就労を開始し、就労開始後の就労証明書（自営業の方は自営の証明も添付）をご提出ください。就労開始が難しい場合は入所月の月末までに、求職活動状況を必ずご相談ください。
求職中（就労内定）で申込みの方	■ 入所月の翌月1日までに、申込時に提出された就労条件で就労開始していただき、就労開始後の就労証明書をご提出ください。
申込中に転職を予定している方	■ 申込時の就労条件で入所後も継続して就労する前提で指数を算定します。転職後に<u>指数が下がるような条件変更（日数や時間の減）があった場合は、内定取消し、退所</u>となります。また<u>継続して就労とみなすためには退職日から転職先での勤務開始日までが1か月以内</u>である必要があります。転職の際は<u>退職日の確認、就労開始後の就労条件の確認</u>等がありますので、事前に必ずご相談ください。 <u>※育児休業取得中の方は現在の会社に復職することが絶対条件となっていますのでご注意ください。</u>

認可外保育施設等に有償で預けている方	■ 認可外保育施設の一時保育、認証保育所、内閣府や都道府県知事に届け出している施設に通所している場合やベビーシッターを利用している場合に、施設等から「受託証明書」を記入して提出していただいた場合、P31の『調整指数表』26番の加点対象になる可能性があります。 【条件】 ① 最低週3日以上かつ週12時間以上預けていることを常態としている場合。 ② 入所希望月の前月を含めて2か月以上連続して在籍していること。 ※認可保育所の入所日は1日と定まっていますので、入所希望月初日時点で2か月経過している場合加点対象となります。 ■ <u>各月の申込締切日の時点で、保護者が産前産後休業中、育児休業取得中の場合は加点の対象となりません。保育所等入所申込時に産前産後休業中又は育児休業取得中の方は、「復職証明書」も併せてご提出ください。</u>
出産要件で申込みの方	■ 出産要件での入所は、出産予定月の前後各2か月の計5か月間が入所決定期間となります。入所の期間は延長できません。
「新規」と「転所」の違い	申込時点で市内・市外を問わず認可保育所等に入所しているお子さんの場合、「新規」での申込みか、「転所」での申込みかを選んでいただく必要があります。 新規：<u>選考結果に関係なく、現在入所している認可保育所等を退所すること</u>を前提に申し込む場合。保留となった場合でも、現在の保育所等は退所になります。申込時に退所届も提出してください。 転所：<u>現在入所している認可保育所等の在籍枠を確保した状態で、別の認可保育所等を申込みする場合。</u>保留となった場合は、現在の認可保育所等に継続して在籍することができます。内定した場合には、理由の如何を問わず元の認可保育所等へ通い続けることはできません。 ■ 転所内定を辞退した場合、どちらの保育所にも通えなくなるため、転所申込希望がなくなった時点で、速やかに「申込取下げ書」を提出してください。 ■ 転所申込みは、現在在籍している保育所を希望することはできません。 ■ 選考で指数が同じだった場合、転所申込みより新規申込みの方が優先されます（P31『優先順位』第二段階）が、新規申込みを選択されても確実に認可保育所等へ入所できるとは限りませんので、慎重にご検討ください。 ■ 転所の場合でも、お子さんにとっては「新しい保育所に入所」となるため、必ず「慣れ保育」があります。
アレルギー・与薬について	■ 保育所によってアレルギー対応が異なりますので、施設紹介編の「2. 保育施設一覧」、「食物アレルギーの対応」欄を確認し、<u>「申込前に要確認」と記載のある保育所を希望される方は、必ず事前に確認してください。</u> ■ 原則として保育所等での与薬は行いません。やむをえない事情により主治医が保育所等での与薬が必要と判断した場合、医師の指示に基づき与薬することがあります。ただし、希望保育所等で必ず対応できるわけではありませので、必ず希望保育所等に確認を取るようしてください。
市外からの申込み、市外への申込みの方	■ 転入予定ありの方の申込み等は、通常の申込みに必要な書類に加えてご用意いただく書類が別途ございます。 ■ 市外への申込みは、申込先の市区町村の締切日のおおよそ1週間前に国分寺市に提出する必要があります。 ※詳しくはP.12「4. 市外からの申込み、市外への申込みについて」へ

きょうだいの同時入所申込みについて

2人以上のきょうだいと同時に入所申込みをする場合、Logo フォームまたは「施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書兼保育所等入所申込書」の「2人以上のきょうだいと同時に入所申込みを行う場合」にて、必ずいずれか1つを選択してください。「同時」は入所のタイミングをそろえること、「同園」は入所する保育所等をそろえることを意味しています。

※既に入所しているきょうだいと同じ園を第一希望とする場合、P31『調整指数表』25番の加点対象になります。

※4人以上の児童について同時に申込みされる場合は、本市保育幼稚園課入園相談係までご相談ください。

※オンライン申請できょうだいによって希望園を変えることはできません。申込後に申込変更届を提出して手続きを行ってください。

1	申込児童全員が <u>同時に同じ保育所等</u> に入所できる場合のみ入所する	<u>同時同園のみ</u> (全員が入所できる場合のみ内定)	■ 第一希望が同じ保育所等を希望していた場合、P31「調整指数表」25番の加点対象となります。 ■ お子さんによって希望順位を変更することはできません。 ■ 内定が出た場合、1人だけ内定辞退等ではできませんので、辞退する場合はきょうだい全員で辞退することになります。 ★既に認可保育所に在籍しており、転所申込みとなる児童がいる場合、在籍している園を希望することはできません。希望園はきょうだいが入籍している園を除いて記入してください。
2	申込児童全員が <u>別々の保育所等</u> であっても、 <u>同時に入所</u> できる場合のみ入所する	<u>同時、別園も可</u> (全員が入所できる場合のみ内定)	■ 第一希望が同じ保育所等を希望していた場合、P31「調整指数表」25番の加点対象となります。 ■ 入所のタイミングは同時ですが、きょうだいが入所する可能性があります。 ■ 内定が出た場合、きょうだいのうち1人だけ内定辞退等ではできませんので、辞退する場合はきょうだい全員で辞退することになります。 ■ 希望順位よりも同園入所することを優先して選考します。例えば上の子が第1、2希望の両保育所等に入所可能で、下の子が第2希望のみ入所可能な場合は、2人とも第2希望の保育所等に内定となります。 ★新規申込児童と転所申込児童がいる場合、転所申込児童は、現在入所中の保育所を選択できないため、入所中の保育所にきょうだいが入所することはできません。
3	入所できるのが <u>申込児童全員でない場合</u> も入所する	<u>違う時期、別園も可</u> (入所できるのが全員でなくても内定)	■ きょうだいが入所のタイミングも保育所等も別々で入所する可能性があります。 ■ 希望順位よりも同園入所することを優先して選考します。例えば上の子が第1、2希望の両保育所等に入所可能で、下の子が第2希望の保育所等に入所可能な場合は、2人とも第2希望の保育所等に内定となります。 ■ 育児休業（育児に伴う休業）中・求職活動中（就労内定を含む）の方で、きょうだいの1人だけが入所できた場合、入所月の翌月1日までに復職又は就労開始が必要となりますので、入所できなかったお子さんの預け先を確保していただく必要があります。 ★新規申込児童と転所申込児童がいる場合、転所申込児童は、現在入所中の保育所を選択できないため、入所中の保育所にきょうだいが入所することはできません。

育児休業中の入所申込みについて

保育所等に入所後も継続して育児休業を取得する（復職しない）予定の方は、保育の必要性の認定を受けることができません。

LoGo フォームまたは「保育所等入所申込調査書」で、入所翌月 1 日までに育児休業を切り上げ、復職することをご誓約いただいた方は就労要件として認定を受けることが可能です。復職後に「復職証明書」をご提出ください。下の子についての育児休業中に、上の子の保育所等入所・転所の申込みをする場合も同様です。

育児休業中の入所申込みは、必ず就労証明書どおりの勤務に戻ることが条件です。申込時に申告せずに、自己都合で転職した、就労時間（就労条件）が申込時と異なる、育児休業から復職ができない場合は、入所内定を取消し、入所後に判明した場合は退所となります。また、入所月の翌月 1 日までに必ず復職することが前提の申込みですので、入所月の翌月の 1 日まで（4 月入所の場合は 5 月 1 日までに復職）に復職できない場合は入所内定取消し、入所後に判明した場合は退所となります。

勤務先の都合（倒産等）で復職できなかった場合は、その旨を証明する書類の提出が必要です。

相談事例

➤ 元の就労先に復職せずに、転職する方

育児休業を取得している会社に復帰することを前提での申込みのため、原則内定取消しになります。入所後、復職した後の転職は問題ありません（就労条件の変更は要相談）。申込時に転職が決まっている場合は、転職先の就労証明書を提出してください。転職後の就労条件で就労内定として選考します。申込時に転職先が決まっていない場合は、「求職活動」の要件で選考します。

➤ 元の就労先に復職するが、就労条件が変わる方（育児休業明けの短時間制度利用を除く）

選考時は就労証明書に記載された勤務条件を基に指数を算定します。復職前後で部署の異動や派遣先の変更があった場合でも、育児短時間制度を利用する場合を除き、復職時に勤務日数や勤務時間等を短くすることは認められません。復職後に育児のための短時間勤務制度を利用し、勤務日数や勤務時間等を短くすることが決まっている場合には、就労証明書の「育児のための短時間勤務制度利用有無」の欄に就労時間帯を記載してください。契約上の条件が変わる場合は、就労証明書の下部に変更後の就労時間を記載したものを申込時にご提出ください。

勤務時間は変わらず、勤務時間帯が変更（例えば午前 9 時から午後 5 時だった雇用契約が午前 8 時 30 分～午後 4 時 30 分に変更）となることは問題ありません。

➤ 派遣社員の方

申込時に提出された就労証明書の条件で選考するため、復職時点で申込時と同じ就労条件でない場合は、内定取消しになります。なお、派遣先または派遣元に変更がない場合は移動・移籍も可能です。

➤ 現在育児休業中で、復職予定だったが保育所申込み中に妊娠が判明した方

就労要件での申込みとなりますので、上の子の入所後に一度復職し、その後下の子の産休・育休を取得することは可能です。上の子の入所時点で既に下の子の産休中で、入所月の翌月 1 日までに復職できない場合は就労要件を満たさないため、入所承諾期間は「出産要件」と同様（出産予定月各前後 2 か月（計 5 か月））となります。他の要件で在籍を延長することはできません。

希望保育所に入所できない場合、育児休業の延長を許容できる方の入所申込みについて

育児休業の延長が可能なため、入所選考において他の申込者を優先することを希望される場合、P14「申込みに必要な書類」のLoGo フォームまたは「保育所等入所申込調査書（保育の必要性の事由等）」裏面、「希望する保育所に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる」にチェックしてください。なお、育児休業の延長に関する手続きについて、国分寺市では一切責任を負いかねます。事前に管轄のハローワークや就労先にご確認のうえ、ご判断ください。

また、育児休業給付金の延長手続きには、認可保育所の申込書すべてのページの写しの提出を求められる場合がございますので、入園申込み前に必ず写しをお取りください。

※電子申請の場合、送信後の画面またはマイページにて申請内容の印刷が可能です。印刷ができない等のご相談は、市では対応できません。

「希望する保育所に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる」を選択した場合

- ・求職活動中の要件書類未提出者として選考され、『調整指数表』16番（－15点）のみ対象となり、その他の調整指数は対象外となります。
- ・上記を選択し、就労証明書が提出された場合には、就労証明書の指数を反映して選考します。
- ・通常の選考に切り替えたい場合は、就労証明書をご提出いただければ本来の指数となります。入所希望月（就労証明書の反映を希望する月）の初日から3か月以内（4月入所希望の場合は令和8年9月15日以降）に証明を受けたものが有効です。各月の申込締切日までにご提出ください。
- ・入所保留を確約するものではないため、希望園に空きがある場合には、内定が出る可能性があります。
- ・要件（求職活動中）は支給認定証に記載します。また、支給認定証の有効期間は求職活動要件に対応したものになります。
- ・保留通知には希望園（複数園ある場合は5園以降、ほか○施設と記載）、有効期間（申込み年度の末まで）等が記載されます。指数と要件の記載はありません。

利用内定の辞退と再申込みについて

内定通知後に辞退した方が再申込みをすると、選考に影響が出る場合があります。

P31『調整指数表』22番に該当していた方でも加点対象ではなくなり、優先順位第四段階の待機年数が0になります。また、再申込みする場合は再度必要書類をすべてご提出していただく必要があります。なお、やむをえない理由で内定を辞退する場合には、次のお子さんをご案内できるよう、速やかに保育幼稚園課にご連絡いただき、「保育所等入所辞退届」を提出してください。

市内家庭的保育の卒園児の取扱いについて

家庭的保育は年齢制限があるため、2歳児クラスの年度末で卒園となりますので、卒園後も継続して認可保育所への入所を希望するお子さんについては他のお子さんの選考前に事前選考を行います。令和8年11月1日時点で国分寺市内の家庭的保育施設に在籍していて、令和9年3月31日で卒園となるお子さんにつきましては、令和8年9月ごろに申請方法等について個別にお知らせ致します。

7. 特別な配慮を要するお子さんの申込みについて

障害や発達の特徴があるお子さん（集団保育が可能な方に限ります）の保育は、各施設で受け入れが可能な範囲でお預かりしています。

障害児保育をご希望される方はお早めに保育コンシェルジュへご相談ください。

【注意事項】

- ・年度により、受け入れ可能な保育所・クラス・人数など変わります。
- ・加配の有無、加配のつき方などは、各保育所の判断となります。
- ・保育所では療育は行いません。
- ・主治医によって集団保育が可能と判断された場合でも、お子さんの状況や各保育所の体制（施設環境、保育士の配置、クラスの状況等）により、集団保育を行う上で安全確保が困難であると判断された場合には入所できないことがあります。

◆申込みから入所までの流れ

公立保育所	私立保育所
1. 事前相談・保育所見学	1. 事前相談・保育所見学 ※ <u>お子さん連れでの見学が必須です。</u> ※ <u>私立保育所に障害児保育をお申込みの際は、受け入れの可否について、事前に直接保育所にお問い合わせください。</u> 見学していない場合は内定が出て入所できないことがあります。
2. 申込み ※提出書類 〔・申込書類一式 ・障害児保育調査票（市指定の様式） ・主治医意見書兼診断書（市指定の様式） ・障害者手帳の写し（交付を受けている場合）〕 ※年度途中の申込みは毎月の申込締切日の3週間前までにお申込みください。	2. 申込み ※提出書類 〔・申込書類一式 ・障害児調査票（市指定の様式） ・障害児保育用診断書（市指定の様式でなくても可※） ・障害者手帳の写し（交付を受けている場合）〕
3. 事前保育会（必要に応じて） お子さんが集団保育可能かどうか公立保育所で事前保育会を行います。	3. 保育所等入所選考会 選考会の結果について通知書を発送いたします。
4. 入所協議会 お子さんが集団保育が可能か、障害児保育の対象となるか、適切な保育も含め協議します。 その後、協議会の結果を電話でお知らせします。	
5. 保育所等入所選考会 選考会の結果について通知書を発送いたします。	<u>希望の保育所の見学など、保育コンシェルジュがご案内いたしますので、お気軽にご相談ください。</u>

医療的ケアを必要とするお子さんの申込みについて

令和10年4月保育所申込みについては、令和9年6月頃に国分寺市ホームページにて公表する予定です。詳細は下記二次元コードを参照してください。（令和9年4月申込みは終了しました）



8. 入所後の手続・注意事項について

※入所申込時に提出された就労証明書の状況は、入所後も継続するものとして選考を行います。入所後に状況変更（選考時の指数が下がる等）がある場合は、退所となる可能性がありますので、必ず事前にご相談ください。

（１）入所直後の手続等 ※書類は直接窓口か郵送でご提出ください。

慣れ保育について

家庭から集団保育への移行は、環境の変化がとても大きくお子さんへ大きな負荷がかかります。体調を崩したりすることもありますので、入所・転所後に短時間から「慣れ保育」を実施し、徐々に通常保育へ移行していきます。施設やお子さんの年齢にもよりますが、おおむね１～２週間程度実施します。

申込時の状況	提出書類	備考
産休中・育休中 育児に伴う休業中	復職証明書 （復職日以降に発行されたもの）	入所月の翌月１日までに復職し、 復職後２週間以内に提出。
求職中	就労証明書 （就労開始後に発行されたもの） 自営の証明（自営業の方のみ）	入所月の翌月１日までに就労開始。 （週３日以上かつ週１２時間以上）
求職中（就労内定） ※自営業以外	就労証明書 （就労開始後に発行されたもの）	入所月の翌月１日までに、申請時に 提出された就労条件で就労開始。
求職中（開業予定） ※外勤以外	就労証明書 自営の証明	入所月の翌月１日までに就労開始。 （週３日以上かつ週１２時間以上）
就学予定	在学証明書 （在学開始後に発行されたもの） 時間割	入所月の翌月１日までに就学開始。 （週３日以上かつ１日４時間以上）
市民税未申告	提出書類なし	未申告の場合、保育費の算定等ができません。毎年必ず申告してください。

(2) 入所中の手続・注意事項 ※提出は直接窓口か郵送でご提出ください。

現況の確認

認可保育所等を継続して利用するためには、「子ども・子育て支援法」に基づき、毎年「保育を必要とする理由」に該当しているかを確認するために、「現況届」の提出（就労証明書等含む）が必要です。

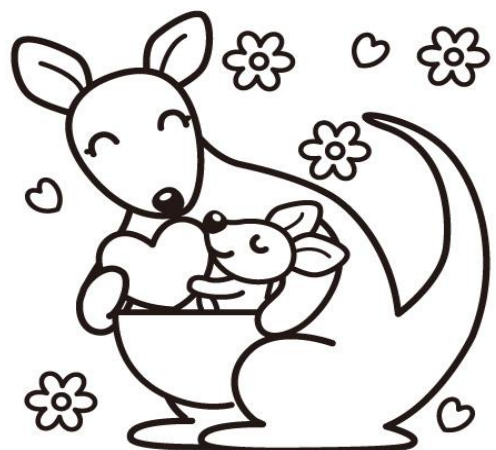
毎年1月頃、在籍している保育所を通して保護者にご案内します。市外の認可保育施設に在籍している場合はご自宅宛に郵送します。書類は年度ごとに提出が必要ですので、必ず提出してください。提出期限までに必要な書類の提出がない場合は、保育の必要性が確認できないため継続入所が認められない場合があります。状況が変わった場合には、その都度、必ず保育幼稚園課までご相談ください。

（年度途中に入所した方も必ず提出が必要となります。）

変更事項・理由	必要書類・備考
異動や転籍等で勤務先が変更、自営業の方で就労条件や業務委託先が変更等した場合等	就労証明書 （変更後に発行されたもの） 自営業の方は必要に応じて 自営の証明 も提出してください。
勤務日数、就労時間を変更する場合	就労証明書 （変更後に発行されたもの） ※入所申込時の就労条件で入所後も継続して就労することを前提に、選考を行っています。変更がある場合には、事前にご相談ください。
退職する場合 （転職含む）	① 退職にかかわる保育所等入所継続届 ③ 就労開始後の就労証明書 （退職した月の翌月末までに就労開始すること。就労開始が遅れる場合は別途必要な書類がある為保育幼稚園課入園相談係まで要相談。）
「保育を必要とする事由」に変更があった場合	保育を必要とする事由に変更があった場合は、変更する事由に必要な書類を提出（P14 参照）してください。 ※変更を希望する際は、必ず事前に保育幼稚園課にご相談ください。 ※例えば…就労要件から疾病要件に変更する場合 ① 退職にかかわる入所継続届 を提出。 ②退職日が属する月の翌月末までに、 国分寺市様式の診断書 提出。 （項目を網羅していれば病院様式可、保育所の必要性の一文の記載必須）

退所する場合 (保育を必要とする事由 がなくなった場合)	保育所等退所届 (退所日は退所月の末日となる) ※2か月連続して保育所等に登園しない場合は、原則として退所となります。 ※在籍は1か月単位となります。月途中で退所し、その月に他の保育施設等の認定を取得することは二重在籍となり、できません。 ※次のお子様を案内するために、早めのご提出にご協力ください。
市外へ転出する場合	入所後、国分寺市外へ転出することになった場合、手続きをすることで継続入所が可能です。 ①転出する前に保育所等退所届 (退所日は退所月の末日となる) を、保育幼稚園課へ提出 (継続入所希望の場合、継続希望の欄に☑してください)。 ②転出先の市区町村でも、転出月の末日までに保育所の継続手続きが必要です。 ※①、②の手続きがされない場合は、継続入所はできません。 ※利用者負担額等は住民登録がある自治体が決定するため、転出後、利用者負担額等が変更になる可能性があります。
転所申込みをする場合	申込期限、受付方法及び申込書類は、新規申込み同様です。原則、オンライン申請をお願いします。ただし、紙の申請書を利用される場合で、年度内に世帯の中で、新規申込み又は転所申込みをしているお子さんがいる場合、家庭状況や勤務状況等に変更がなければP14『申込みに必要な書類』①～④のみご提出ください。(オンライン申請の方は、④の添付は不要です。) 転所申込みは、転所内定が出るまでは現在の保育所等に通り、転所内定が確定した時点で他のお子さんの入所も確定するため、現在の保育所等には通えません(内定したお子さんがいなかった場合や、元の保育所に空きがある場合でも、選考の公平性を欠くことになるため同様の取扱いとなります)。また、内定を辞退した場合、どちらの保育所等にも通えなくなるため、転所申込希望がなくなった時点で、速やかに申込取下げ書を提出してください。 現在の保育所等に就労要件でお子さんが入所した保護者が、次のお子さんを出産された場合、現在の保育所等へ引き続き通うのであれば育児休業(育児に伴う休業(自営)含む)を取得しても継続入所が可能(→P28 きょうだいの育児休業(育児に伴う休業(自営)含む)を取得する場合』をご参照ください。)ですが、上の子が下の子の育児休業を取得しながら継続入所中に、上の子の転所申込みをして内定が出た場合は、必ず復職が前提となる(→P20『育児休業中の入所の申込みについて』をご参照ください。)ため、下の子の預け先も検討する必要がありますのでご注意ください。

世帯構成が変更になった場合（結婚、離婚、死亡、姓の変更等）	世帯構成変更届、変更になったことがわかる書類（受理証明書、戸籍の写し等）を提出してください。副食費免除の算定にもかかわる場合があります。 ※結婚の場合は、保護者になる方の要件書類も提出してください。
休所	お子さんの疾病・負傷や里帰り出産への同行等により、一時的に通所できなくなった時は、最終登園日が属する月の翌月 1 日から起算して 2 カ月を限度に、休所することができます。（入所している保育所等に休所期間を伝えてください。） ※休所中に数日だけ登園しても最終登園日はリセットされません。 ※同じ理由で再度休所することはできません。 （例）最終登園日が 4 月である場合、5、6 月は休所ができますが、7 月 1 日には登園しなければ退所となります。5、6 月に一度登園したとしても、最終登園日は 4 月のままで、リセットはされません。 ■ お子さんの疾病・負傷等を理由に休所する場合に、①保育所等休所届及び②診断書の提出があると、審査のうえで副食費が免除となる可能性があります。事前に、保育幼稚園課へご相談ください。



きょうだいの育児休業 (育児に伴う休業(自営) 含む)を取得する場合 ※育児休業から復職せず に退職・転職した場合は退所となりますので ご注意ください。 ※育児休業中の保育時間 等については保育所等 とご相談ください。	外勤：育児休業 (最長で下の 子が2歳にな る年度末まで 入所継続可能)	就労要件でお子さんが保育所等に入所している保護者が妊娠し、出産後に育児休業を取得する場合でも、手続きにより在籍している保育所等に最長で下の子が2歳になる年度末まで継続入所することが可能です。また、下のお子さんが2歳を迎えた年度末時点で既に保育所等に通っている上のお子さんが4・5歳児クラスに在籍している場合は、児童福祉等の観点から育児休業を継続・延長しても卒園まで通うことができます。ただし、卒園前に育児休業が終了した場合は復職が必要です。 ※手続きをして継続入所している場合であっても、育児休業取得中に転所申込みを行う場合は、育児休業中に保育所等の入所・転所申込みを行う場合(→ P20『育児休業中の入所の申込みについて』)をご参照ください。)と同じ取扱いとなります。 出産後に育児休業等育児に伴う保育所等入所継続届(外勤用)を記入し、就労先からの育児休業期間が明記されている証明書を添付して、育休開始前に提出してください。 ※父母ともに育児休業を取得する場合それぞれ継続手続き書類を提出し、育児休業から復帰したら復帰後に発行された復職証明書を提出してください。
	自営：育児に伴う休業 (最長で下の 子が1歳にな る年度末まで 入所継続可能)	就労要件(自営業)でお子さんが保育所等に入所している保護者が妊娠し、出産後に育児に伴う休業を取得する場合でも、手続きにより在籍している保育所等に最長で下の子が1歳になる年度末まで継続入所することが可能です。出産後に育児に伴う休業に係る保育所等入所継続届(自営業・内職用)を記入して、育児に伴う休業開始前にご提出ください。 ※父母ともに育児休業を取得する場合はそれぞれ提出してください。 ※育児に伴う休業から復帰したら、復帰後に記入した復職証明書を提出してください。

9. 入所できなかった場合について

利用保留となった場合、入所申請は、申請年度内（令和 10 年 2 月入所選考まで）は有効となります（改めて再申請は不要です）。年度途中で希望保育所等に欠員が生じた場合に選考を行い、内定した方には電話連絡します。

令和 9 年度中に待機の方で、令和 10 年度も保育所等入所（転所）申込みを希望する方は、改めて次年度用の申請が必要です。

◆ 認可保育所等の空き状況 ◆ ※国分寺市ホームページに掲載します

4 月一次入所状況：一次選考結果通知発送後（令和 9 年 1 月 27 日（水）以降）掲載

※ 4 月一次のみ、内定者最低指数も掲載

4 月二次入所状況：4 月 1 日に掲載

5 月～翌 2 月入所状況：毎月 1 日に掲載

◆ 申込み後の手続 ◆

希望園を変更する場合



※紙申請書ダウンロードはこちら。

提出物：保育所等入所（転所）申込変更届

受付期間：変更を希望する選考月の受付期間

「空き状況」を参考に、希望園変更もご検討ください。
空きがない場合でも、空きが出る可能性があるので申込はできます。
入りたい順に希望園は記入してください。

電子での申請フォームはこちら

申込みを取下げの場合



※申請書ダウンロードはこちら。

提出物：保育所等入所（転所）申込取下げ書

提出された選考期間から反映します。



就労・家庭状況の変更があった場合

申込後から状況の変化があった場合は事前にご相談いただき、必要書類を郵送または窓口でご提出ください。

申込児童の保育状況に変更があった場合

申込後に、認可外保育施設やベビーシッターを有償で利用し、復職や就労開始する等、保育や保護者の状況が変更になった場合、P31 の『調整指数表』26 番の加点対象になる可能性があります。詳しくは P18 をご確認ください（育児休業中の方は加点対象外です）。



※紙申請書ダウンロードはこちら。

保留通知について

保留通知は、申請を行った最初の月のみ発行となります。申請後、待機であることの証明書の発行を希望する場合は、「不在園証明書」を申請してください。

※発行には希望の証明日より約 1 週間程度かかります。

◆ その他の保育サービスのご案内 ◆

定期利用保育

就労が理由で認可保育所等の入所が待機となっている1・2歳児を対象に、定期的な預かり保育を実施します。※施設紹介編 P70 もご参照ください。



定期利用保育

★ベビーシッター利用支援事業

待機児童の保護者を対象に、お子さんが保育所等に入所できるまでの間、東京都の認定するベビーシッター事業所を低額で利用できる事業です。

（育休中の方は対象外です）※施設紹介編 P69 もご参照ください。



ベビーシッター
利用支援事業

★認可外保育施設

市内には、認証保育所、企業主導型保育所などがあります。

市外の認可外保育施設は、ここ de サーチで確認することができます。

直接契約施設となるため、詳細は各施設へ直接お問合せください。

※市内の認可外保育施設は、施設紹介編 P10～11 をご参照ください。



ここ de サーチ

国分寺市外の認可保育所

国分寺市在住の方でも、国分寺市外（近隣市含む）の認可保育所を申し込める場合があります。詳しくは、希望する市区町村に直接お問合せください。申し込みができる場合は、P13（2）『国分寺市在住の方が市外の保育所等を申込む場合』をご参照ください。

★幼稚園・認定こども園の教育部分利用

3歳のお誕生日前日から就学前までのお子さんが対象です。他市の施設も対象となります。

入園に関してのお問合せは、直接施設へお問合せください。

※市内の幼稚園については、施設紹介編 P11 をご参照ください。

★の保育サービスをご利用になる方へ

①認証保育所等保護者助成金制度

認証保育所、または認可外保育施設（企業主導型保育施設含む）に入所している児童（一時保育を除く）の保護者に利用している施設、年齢や課税状況に応じた助成金を交付します。



認証保育所等
保護者助成金制度

②幼児教育・保育の無償化（企業主導型保育施設を除く）

幼稚園、認可外保育施設などを利用する主に3～5歳（小学校就学前）までのお子さんの利用料が、無償となります（0～2歳までは非課税世帯が対象）。対象となるためには、施設利用前に申請が必要です（保護者それぞれ要件が必要な場合があります）。



幼児教育・
保育の無償化

10. 保育の実施基準指数表

◎基本指数表

番号	種別	保護者（父母）の状況（同居の親族その他の者が保育をすることができない場合）			基本 指数	実施期間	
		細目 ※「常態」とは平常の状況をいい、突発的、臨時的な状況をいわない。					
1	就労	(1) 自営以外		週5日以上かつ日中週 40 時間以上の就労を常態	50	就労期間が 終了する月 の末日まで	
				週5日以上かつ日中週 35 時間以上の就労を常態	45		
				週5日以上かつ日中週 30 時間以上の就労を常態	40		
				週4日以上かつ日中週 32 時間以上の就労を常態	40		
				週4日以上かつ日中週 24 時間以上の就労を常態	35		
				週3日以上かつ日中週 21 時間以上の就労を常態	30		
				週3日以上かつ日中週 18 時間以上の就労を常態	25		
				週3日以上かつ日中週 12 時間以上の就労を常態	20		
				自営 （父母及び祖父母 等親族が 経営者等 含む）			(2) 中心者
		(3) 中心者 以外	週5日以上かつ日中週 40 時間以上の就労を常態				48
			週5日以上かつ日中週 35 時間以上の就労を常態				43
			週5日以上かつ日中週 30 時間以上の就労を常態				38
			週4日以上かつ日中週 32 時間以上の就労を常態	38			
週4日以上かつ日中週 24 時間以上の就労を常態	33						
週3日以上かつ日中週 21 時間以上の就労を常態	28						
週3日以上かつ日中週 18 時間以上の就労を常態	23						
週3日以上かつ日中週 12 時間以上の就労を常態	18						
(4) 内職		保育所等の開所時間帯に週 12 時間以上の就労を常態	18				
2	出産	出産前後の休養のため保育をすることができない場合 （出産予定月をはさんで前後各2か月以内）			35	5か月以内	
3	疾病等	疾病	入院1か月以上		50	入院・療養を 要しなくなる 月の末日まで	
				居宅内 療養	常時病臥		50
			精神性		40		
			安静を要する状態		30		
			通院加療（週3日以上）を要する状態	20			
		障害	身体障害者手帳1・2級（聴覚障害者の場合は3級以上）、精神障害者保健福祉手帳3級以上、愛の手帳のいずれかを所持			50	左記の実施基準 に該当しなくな る月の末日まで
			身体障害者手帳3級（聴覚障害者の場合は4級以下）を所持			30	
			身体障害者手帳4級以下を所持			20	
4	介護	介護	施設等 付添	週5日以上かつ日中週 30 時間以上の付添い	50	介護を要しな くなる月の末 日まで	
				週5日以上かつ日中週 20 時間以上の付添い	45		
				週4日以上かつ日中週 24 時間以上の付添い	40		
				週4日以上かつ日中週 16 時間以上の付添い	35		
				週3日以上かつ日中週 18 時間以上の付添い	30		
				週3日以上かつ日中週 12 時間以上の付添い	25		
		自宅 介護	重度障害者等の全介護				50
			常時観察と介護（食事・排泄・入浴の介護）を必要とする場合（全介護を除く）				40
			上記以外の場合				20
送迎	病院、施設等への送迎			15			
5	災害	災害等による家屋の損傷、その他の災害復旧のため保育をすることができない場合			50	6か月以内	
6	求職	就労内定（自営以外）	就労（1）自営以外に同じ	50～20	1か月以内		
		開業予定		17			
		日中求職活動中		15			
7	就学	国・都・市区町村設置の職業訓練施設若しくはこれに準ずる技能施設、又は学校教育法に定める学校等に通学するため、日中の外出を常態としている場合			35	左記の実施基準 に該当しなくな る月の末日まで	
		上記以外で、就職・事業開始に必要な学校に通学するため、保育をすることができない場合			25		
		就職・事業開始に必要な通信教育を受けるため、保育をすることができない場合			18		
8	不存在	死亡、離別、行方不明、拘禁等			50		
9	特例	児童の安全のために適切な保育が必要であると市長が認める特別の事情があるとき			別に定める		

◎調整指数表

(1) 保護者それぞれにかかわるもの

番号	条 件	調整指数
1	入所希望月の初日の時点において就労実績が1年以上の場合（前就労先の退職日と現就労先の就労開始日との間が1か月以内であれば、就労期間が継続しているものとみなす。）	+3
2	就労内定（自営以外）の場合（申込締切日の時点で勤務を開始していない場合）	-3
3	保護者が入院1か月以上、又は居宅内療養で常時病臥若しくは、保護者が身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1～3度、精神障害者保健福祉手帳1～3級、それと同等の障害があると認められる心身障害者のいずれかに該当する場合、又は特定医療費（指定難病）受給者証、マル都医療券のいずれかが交付されている場合	+5
4	保護者が身体障害者手帳3級、愛の手帳4度を所持している場合、又はそれと同程度の障害が認められる心身障害者である場合	+2
5	保護者が精神障害者保健福祉手帳3級まででない程度の精神性療養、又は常時病臥までではないが安静（軽労働も不可）を要する状態の場合	+2
6	各保護者の基本指数は、その主たる種別を一つ選択して選考するが、該当する種別が複数あり、かつ主たる種別を特定できない場合には、点数が高いほうの種別を適用し、その点数に5点を加える。この場合において、基本指数の上限は50点とする。	+5
7	保育士・幼稚園教諭の免許を有する者であって、市内の認可保育所、地域型保育事業、認証保育所若しくは認可外保育施設（内閣府又は都知事に届け出ている施設に限る。）において保育に従事している、又は従事することが決まっている者が入所（転所を除く。）の申込みをする場合	+6
8	保育士・幼稚園教諭の免許を有する者であって、認可保育所、認定こども園、地域型保育事業、認証保育所若しくは認可外保育施設（内閣府又は都道府県知事に届け出ている施設に限る。）において保育に従事している、又は従事することが決まっている者が入所（転所を除く。）の申込みをする場合	+4

(2) 申込世帯にかかわるもの

番号	条 件	調整指数
9	生活保護世帯	+20
10	父母ともに求職中の世帯	+10
11	就労できる者が1人しかいない世帯であり、かつその者が3か月以内に解雇・倒産等により失業し、早急に就労を要する場合（離職票等を提出した場合に限る。）	+5
12	ひとり親又は父母不存在の世帯	+30
13	同一世帯内に、障害支援区分1～6に該当又は要介護認定を受けた世帯員（申込児及び申込児のきょうだい並びに保護者を除く。）がいる場合	+2
14	同居の親族その他の者（20歳以上65歳未満）が不就労の場合（疾病・在学等で保育をすることができない場合を除く。）	-5
15	正当な理由がなく入所希望月の6か月前の時点において利用者負担額の滞納がある場合	-10
16	育児休業延長希望の世帯（ひとり親世帯を除く。）	-15

(3) 申込児童にかかわるもの

番号	条 件	調整指数
17	育児取得により一時退所し（令和4年3月末までに退所した場合に限る。）、育児明けに再入所を希望する申込児	+20
18	障害児枠での入所を希望する場合	+30
19	申込児に障害のあるきょうだいがいる場合	+30
20	入所希望児童が多胎児の場合	+2
21	4月1日時点において18歳以下の子どもが3人以上いる世帯（第一希望園のみ加点）	+1
22	前年度に入所を希望して申込みを行ったが前年度中に入所できず、翌年度以降も継続して申込みを行っている児童（転所申込者及び申込締切日の時点で保護者が育児中である者は含まない。）	+1
23	前年度4月1日の時点で生後57日に達しなかったため、前年度4月1日入所選考の対象にならなかった場合	+1
24	市内の地域型保育事業（連携施設のない場合に限る。）を卒園し、引き続き市内認可保育所の入所申込みを行う場合	+20
25	同時に申し込むきょうだいと同じ園を第一希望とする場合、又は既に入所しているきょうだいと同じ園を第一希望とする場合（第一希望園のみ加点）	+5
26	認証保育所又は認可外保育施設（内閣府又は都道府県知事に届け出ている施設に限る。）に有償で通所しているのを常態としている場合（認可保育所の一時保育等を含む。申込締切日の時点で産休中又は育児中である者は含まない。）	+3

◎優先順位

優先順位	条 件
第一段階	保育の実施基準指数の高い者 ※保育の実施基準指数＝各保護者の基本指数の和＋調整指数
第二段階	新規申込みか転所申込みか（新規優先）
第三段階	基本指数の和の高い児童
第四段階	待機年数（年度）の長い児童 ※取り下げ及び内定辞退をした場合は、待機年数はいったん0になる
第五段階	世帯の利用者負担額滞納月数の少ない児童
第六段階	きょうだい数（小学校3年生以下）が多い児童
第七段階	世帯の前年度市区町村民税額（父母合算額）の低い児童

【基本指数表 備考】

- (1) 保護者のそれぞれについて、本表により基本指数を求め、調整指数と合算して申込児童の保育の実施基準指数とする。
- (2) 1日の就労時間には、休憩時間を含める。
- (3) 自営中心者とは、①経営者（登記簿謄本・個人事業主の開廃業等届出書・営業許可証等で経営者・事業主であることが確認できる者）、②経営者以外（専従者を含む）で法人組織等に属し、就労時間に対して妥当な給与等（最低賃金以上）を支給されている者をいう。
- (4) 「自営中心者以外」とは、自営協力者等、上記「自営中心者」に当てはまらない者をいう。
- (5) 「内職」とは、自宅等で出来高払いの仕事に従事している者をいう。
- (6) 開業予定とは、最低週3日以上かつ週12時間以上の就労を常態とすることが予定されている場合に適用する（内職は除く。）。
- (7) 自営の場合は、出産前より就労を開始しており、申込時は育児に伴った休業（調整指数表備考（8）参照）中だが、保育所等入所月の翌月1日までに就労を再開する場合は、就労として適用する（最長で下の子が1歳を迎えた年度末まで。）。
- (8) 複数の種別に該当する場合には、主たる種別を一つ選択して選考する。
- (9) 保護者の保育の利用に必要な事由に関する証明書が、申込締切日までに未提出の場合は、基本指数の最低点で取り扱うものとする。

【調整指数表 備考】

- (1) 申込締切日とは、4月入所においては不足書類の提出及び希望保育所等の変更締切日をいう。
- (2) 番号2の就労内定には、提出された就労証明書の備考欄に、保育所等入所時（育児休暇を取得している者は復職時）に、就労日数、時間を増やすことを予定している旨の記載がある場合を含む。
- (3) 番号7について、市内に認定こども園が開園した場合は同様に扱う。
- (4) 番号7と8の両方に該当する場合、番号7のみ適用する。
- (5) 番号9と10の両方に該当する場合、番号9のみ適用する。
- (6) 番号16に該当する場合、その他の調整指数は該当するものがあっても算定に含めない。
- (7) 番号17の一時退所とは、認可保育所、認定こども園（保育認定部分）、地域型保育事業の場合に適用する。
- (8) 番号17・22・26について、自営の場合は「育休」を「育児に伴った休業」と読み替える。育児に伴った休業とは、自営業で出産前より就労を開始している保護者が、育児休業制度ではないが、産後56日経過後に続けて育児のために休業する場合をいう（※育児に伴った休業として認める期間は、最長で下の子が1歳を迎えた年度末までとする。）。
- (9) 番号22について、前年度の申込みにおいて、保護者の保育の必要性を証明する

書類を提出しなかった場合は、「入所を希望して申込みを行った」ことが確認できないため対象外とする。

- (10) 番号 24 について、連携施設がない場合であっても、卒園時に事前選考が行われた場合は対象外とする。
- (11) 番号 25「同時に申し込むきょうだいが同じ園を第一希望とする場合」は、保育所等入所申込書（新規・転所）内にある「2人以上のきょうだいの入所申込みの場合」において、「1. 申込児童全員が同時に同じ保育所等に入所できる場合のみ入所する。」又は「2. 別々の保育所等であっても、申込児童全員が同時に入所できる場合のみ入所する。」を選択している場合に適用する。
- (12) 番号 26 の常態としている場合とは、入所希望月の前月を含めて連続して2か月以上の期間中、最低週3日以上かつ日中週 12 時間以上預けている場合をいう（4月入所希望の場合は申込締切日時点で預けている場合が対象）。

【優先順位 備考】

- (1) 第二段階の転所とは、入所希望月において認可保育所（市内・市外を問わず）の在籍枠が確保されている児童が別の園に転園するために申込みをした場合をいう。
- (2) 第四段階の待機年数とは、入所を希望し申込みを行ったが、入所することができなかった期間をいう。複数の年度にわたって申込みをしている場合、継続して申込み（保護者の保育の必要性を証明する書類が未提出である場合は含まない。）を行っている場合は加算される。

11. よくあるご質問

◆【オンライン申請】について

Q1	個人番号（マイナンバー）は必要ですか？
A1	LoGo フォームではマイナンバーのやり取りはできないため、マイナンバーが記載された書類等のアップロードは 絶対 に行わないようお願いいたします。マイナンバーが必要な方については、別途ご案内します。

Q2	オンライン申請の添付書類は、スマートフォン等で撮影した写真でも提出できますか？
A2	PDF ファイルまたは画像ファイルとして添付してください。 ※可能な限り、PDF 化したデータを添付してください（PDF 化が難しい場合は、スマートフォン等で撮影した画像データでも添付できます） ※画像が不鮮明で内容を確認できない場合や、見切れがある場合、添付ファイルを開くことができない場合は、再提出または原本の提出をお願いすることがあります。なお、再提出されたものが有効期間切れの場合は選考に反映されません。 【添付できる画像・ファイルの要件】 添付する書類は、次の点を確認してください。 ・ PDF（.pdf）での提出を推奨します。画像で提出する場合は、JPEG（.jpg、.jpeg）又は PNG（.png）形式としてください。 ・ 書類全体が写っており、四隅が欠けていないこと ・ 氏名、勤務先名、就労時間、就労日数、証明日、証明者欄等の文字がはっきり読めること ・ 濃い影、反射、手ぶれ、ピンぼけ、文字のつぶれ、にじみ、カスレ等がないこと ・ 書類以外のものが大きく写り込まず、書類が小さくなりすぎていないこと ・ パスワード設定や編集制限がかかっていないこと 【容量上限】 ・ 添付ファイルは、1 ファイルあたり 10MB 以内としてください。 ・ 申請全体で添付できるファイル容量の上限は約 100MB です。 ※容量を超える場合は、解像度の調整、PDF 化、ファイル圧縮、複数ファイルへの分割等により、容量を調整してください。 ※ただし、容量を小さくしすぎて文字が読めなくならないようご注意ください。 【撮影時の注意】 ・ 写真で添付する場合は、明るい場所で、書類を平らな場所に置いて、真上から撮影してください。 ・ 撮影後、添付前に画像を開き、申請内容の審査時に必要な文字が読めることを必ず確認してください。

Q3	オンライン申請後に、紙の申請書も提出する必要がありますか？
A3	原則不要です。市から不足書類・原本確認等の案内があった場合のみ、市の案内に従ってください。

◆【施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定】について

Q4	支給認定証に有効期限はありますか？
A4	保育の必要性の認定の有効期限は、3年間（3号認定は満3歳の誕生日の2日前まで、2号認定は小学校就学まで）を基本としつつ、保育の必要性の認定を受ける事由に該当しなくなった場合はその時点までとなります。

Q5	共働きをしており、保育所に入れなかったら幼稚園（新制度幼稚園）に入りたいと思っていますが手続はどのように行えばいいですか？
A5	保育所にかかる手続はこの入所案内に従ってください。幼稚園については、希望する幼稚園の案内に従って直接入園手続を行っていただくとともに、幼稚園を通じて市に「子どものための教育・保育給付認定（1号認定）」を申請していただく必要があります。また預かり保育等を利用する場合、無償化の対象となるためには「子育てのための施設等利用給付認定（第2号・第3号）」を受ける必要があります。

Q6	来月で子どもが満3歳になるのですが、認定変更の手続を行う必要はありますか？
A6	市が変更の手続を行うので、保護者が改めて手続をする必要はありません。

Q7	転職し、勤務時間が延びてフルタイムの勤務となりました。現在、保育短時間の認定を受けています。改めて認定申請書を提出する必要がありますか？
A7	保育標準時間への変更を希望される場合には認定変更申請書が必要です。また転職を含め退職をした際には「退職にかかわる保育所等入所継続届」の提出が必要です。「転職先の就労証明書」と合わせてご提出ください。認定が変わる場合は、新たに認定証を交付します。詳しくはP24「退職する場合（転職含む）」をご参照ください。

◆【入所要件】について

Q8	「保育を必要とする事由」は、保護者のどちらかが該当していれば良いのですか？
A8	保護者（父母）のいずれもが該当していなければなりません。また、同一敷地内に居住している20歳以上65歳未満の親族がいらっしゃる場合で、保育を必要とする事由に該当しないときは、指数を減点して選考します（P31「調整指数表」14番）。詳しくはP14をご覧ください。

Q9	「就労」事由で申込みを行うため、現在週2日で1日3時間のパートを探しています。「就労」として基本指数の算定はされますか？
A9	されません。最低「週3日以上かつ労働時間が週の合計で12時間以上」を満たさなければ「就労」ではなく「求職活動中」となります。なお、保育所入所後は、最低要件を満たすために就労条件の変更かダブルワークの開始をしてください。また、最低基準をクリアしても算定される点数は、週の勤務日数や勤務時間の長短で異なります。詳しくはP30「基本指数表」をご参照ください。

Q10	私は市外在住で、1歳の子の保育所を探しています。国分寺市の認可保育所に入りたいのですがどうすれば良いですか？
A10	市外在住で国分寺市に転入する予定がない場合は、0歳・1歳・2歳児クラスのお子さまの申込みは受付できません。 <u>また「保育所が決まれば転入する」等、転入が確定していない場合も受付できません。</u> 入所希望月の1日までに転入することが確定しており、そのことを証明できる書類（住居の売買契約書や賃貸借契約書等）と転入誓約書を添えて申込みいただいた場合のみ、申込みを受け付けます（この場合、市外にお住まいの方も国分寺市民と同等に選考します）。なお「入所希望月の1日（土日・祝休日の場合は翌開庁日）までに国分寺市への転入手続と保育幼稚園課での手続をする」ことが条件となります。詳しくはP12「4. 市外からの申込み、市外への申込みについて」をご覧ください。

Q11	出生前の子どもの申込みはできますか？
A11	<u>4月入所希望（一次選考のみ）の場合に限り、出生前の申込みを受け付けます。</u> 詳しくはP8をご覧ください。5月～2月入所希望の場合は出生前の申込みは受け付けていませんので、お子さんが生まれてから、入所を希望する月の受付期間に申込みをしてください。

Q12	就労証明書に記載されている就労条件を満たせない月があってもいいですか。
A12	原則認めておりません。休職（病休・介護休暇）や育児にかかわる休業、有給休暇等、 <u>会社が証明できる休暇等以外で就労実績が就労条件に伴わない場合は、退所となる可能性があります。</u> 雇用契約の変更やダブルワークの開始等をご検討ください。なお、会社都合の場合は保育幼稚園課にご相談いただいた上で、会社発行の書類をご提出いただき、ダブルワークを開始していただきます。

◆【申込書類の書き方と提出】について

Q13	希望する保育所は、多く書いた方が良いですか？
A13	多く書けば、その分いずれかの園に内定する可能性は上がりますが、希望園の数自体は指数に影響ありません。毎日お子さんと通うこととなりますので、通える範囲内で慎重に選んでください。また、事前に希望園を見学することをお勧めします。

Q14	申込締切日に間に合えば大丈夫ですか？申込みが早い人が優先ですか？
A14	大丈夫です。毎月の締切日までに提出された書類がすべて選考に反映され、提出が早かったから優先されるということはありません。ただし、締切日時にはお気を付けください。

Q15	4月の選考には二次選考がありますが、一次選考で保留となってしまった場合に、二次選考に改めて申込みは必要ですか？
A15	一次選考で保留の場合、年度内は申込みが継続しますので、改めての申込みは不要です。

Q16	きょうだいがいいます。同じ保育所に預けられれば良いのですが、仕事もありとにかくどちらかだけでも預けたいです。選考の結果1人しか内定が出なかった場合、もう1人についてはどうすれば良いのでしょうか？
A16	「保育所等入所申込書」に「◆2人以上のきょうだいと同時に入所申込みを行う場合」の欄がありますので、申込時に保護者の方ご自身で判断いただくことになります。 <u>どちらかだけでも預けたいのであれば「3. 入所できるのが申込児童全員でない場合も入所する。」</u> をお選びください。このとき、例えば上のお子さんだけに内定が出た場合、「求職活動（就労内定あり）」で入所申込みをされた方は入所月の翌月1日までに就労を開始、育休（育児に伴う休業含む）中の方は入所月の翌月1日までに復職していただく必要があります。下のお子さんについては認証保育所や待機児童対策事業をご利用になる等の方法があります。

Q17	《市外からの申込み（5月から2月に入所希望の場合）》 国分寺市にこれから転入を予定しています。保育所等の申込みをしたいと考えていますが、手続はどのように行えばよいですか？
A17	国分寺市に転入してくる予定の方は、住民票のある自治体を通じてではなく、直接国分寺市に申込みを行うことができます。締切日は P11 の申請期間に原則オンライン（郵送の場合は申請期間必着）で申請してください。余裕を持って申込みいただくと、不足書類等への対応時間を確保することができます。必要書類等については P12「4.市外からの申込み、市外への申込について」をご覧ください。 また、申込締切日までに国分寺市の市民課で転入手続完了後、国分寺市民として申込みが可能です。その場合、「転入誓約書」や「入所希望月の1日までに、確実に国分寺市内に転入する予定であることを証明する書類」の提出は必要ありません。

Q18	《市外からの申込み（令和9年4月入所希望の場合）》 国分寺市にこれから転入する予定です。保育所等の申込みをしたいと考えていますが、手続はどのように行えばよいですか？
A18	令和9年4月1日までに国分寺市に転入してくる予定の方は、住民票のある自治体を通じてではなく、直接国分寺市へ申込みを行うことができます。P8の申請期間に原則オンライン（郵送の場合は申請期間に必着、窓口も可）で申請してください。なお、賃貸契約書や売買契約書の写しのみ、令和8年11月30日（月）まで郵送か窓口にて追加提出を受け付けております。間に合うように余裕を持ってお申込みください。必要書類や注意事項等についてはP12「4.市外からの申込み、市外への申込について」をご覧ください。 市内の住宅が社宅のため契約書の提出が不可能な方は必ずお早めにご相談ください。 また下記期間に転入される方は国分寺市民として申込みすることも可能です。 【令和8年10月30日（金）までに転入してくる方】 国分寺市で転入手続後、国分寺市民として申込みをすることも可能です。その場合、「転入誓約書」や「入所希望月の1日までに、確実に国分寺市内に転入する予定であることを証明する書類」の提出は必要ありません。ただし、オンライン締切は市民の方と同様に<u>令和8年10月31日（土）23時59分</u>となりますのでご注意ください。

◆【選考】について

Q19	選考の際、その保育所等を第一希望で書いたお子さんが優先されますか？
A19	されません。その保育所等を希望として出されているすべての方を対象に選考を行い、その順位は指数及び優先順位で決定されます。指数と優先順位についてはP30・31をご参照ください。

Q20	申込書類に「入所嘆願書」などを添付すれば入りやすくなると聞きましたが、本当ですか？
A20	「嘆願書」「陳情書」などの書類を添付されても、それに対し個別に加点するなどの措置は行っていません。申込書類一式で指数を付け、指数及び優先順位で判断します。指数と優先順位についてはP30・31をご参照ください。

Q21	私はパートで働いていますが、雇用形態が違う正社員の方と比べて不利になるのでしょうか？また指数の算出はどのようにされるのでしょうか？
A21	不利にはなりません。「どれだけ保育を必要としているか」で指数は算出されるので、雇用形態の違いで有利・不利となることはありません。就労証明書等に記入いただいた勤務日数・時間を基に算定します。

Q22	「就労証明書」は学童用に発行したものを流用していいですか。
A22	内容が網羅されていれば流用可能です。保育用として使用するために、証明日や内容が有効なものとなっているかご確認の上、ご提出ください。

Q23	「就労」要件で入所申込みをしましたが、その後入所前に転職することになりました。前の勤務先とは勤務日数や時間が変わりませんので問題はないでしょうか？
A23	選考においては、提出された就労証明書等の勤務日数・勤務時間を基に指数を算出します。転職後の勤務条件が、申込時に提出された就労証明書等の内容より下回ってしまうと指数が下がるため内定取消し、入所後に判明した場合は退所となります。しかし、転職後の勤務条件が提出書類と同等以上の場合には指数が下がらないため問題ありません。申込締切日までに現在在籍している勤務先の就労証明書等を提出していただき、転職後に離職票の写しと新しい勤務先の就労証明書（就労開始後に証明されたもの）等をご提出ください。また、1年以上就労している加点（P31「調整指数表」1番）がついて選考されている方は、現在の勤務先の退職日から転職先での勤務開始日までが1か月以上ある場合には指数が下がってしまうので内定取消し、又は退所となります。転職を予定されている方は、事前にご相談ください。

Q24	派遣社員として働いています。申込後に派遣先が変わる可能性があります、前の派遣先と勤務日数や勤務時間が変わっても問題はないでしょうか？
A24	派遣先が変わることは問題ありませんが、育児短時間制度を利用する場合を除き勤務日数や勤務時間を短くすることは選考の公平性が保てなくなるため原則として認められません。申込締切日までに勤務日数や勤務時間が短くなった「就労証明書」を提出していただければ、その内容で再度指数を算出し選考します。提出がなく、内定後から入所までの間に勤務日数や勤務時間が短くなったことが判明した場合は内定取消し、入所後に判明した場合は退所となります。就労証明書等に記載された内容で確実に勤務できるよう、派遣元と事前にご相談ください。

◆【保育所入所後】について

Q25	子どもの持病のため、日中も与薬が必要です。保育所でもやってもらえるのでしょうか？
A25	原則として、保育所では与薬は行いません。やむをえない場合、保育所が対応可能な場合に与薬できる可能性もあります。詳しくは P18「アレルギー・与薬について」をご確認のうえ、入所保育所とご相談ください。

Q26	仕事の都合上、18時のお迎えに行けそうにありません。どうすれば良いでしょうか？
A26	各保育所等で「延長保育」を行っています。保育所等によって時間や内容が異なりますので、各保育所等にお問合せのうえ、ご利用の手続をしてください。

Q27	保育所に『就労』要件で入所していますが、勤務時間を減らしたいです。問題はないでしょうか？
A27	お子さんが「就労」要件で保育所に入所する場合、入所申込時に提出された就労証明書の勤務状況（勤務日数・時間）が、入所した後も継続するものとして選考を行います。入所後に勤務状況の変更があり、保育の必要な事由を満たさなくなった場合には退所となりますので、勤務時間を減らされる前に、保育幼稚園課へご相談ください。

Q28	第2子以降の里帰り出産に同行するため保育所を欠席したいのですが、いつまで欠席できますか？また必要な手続はありますか？
A28	最終登園日の属する月の翌月の1日から起算し、2か月を限度として欠席することができます。ただし、保育所に通所していなくても副食費はかかります。保育幼稚園課での手続は必要ありませんが、保育所には事前に連絡をしてください。休所について、詳しくはP26「休所」をご覧ください。

Q29	以前出していた転所の希望を取下げようと思っていましたが、手続を忘れてしまいました。今回その保育所に内定が出ましたが、今の保育所に慣れてきたので転所を辞退することはできますか？
A29	転所の内定が出ると同時に、現在入所中の保育所等には別のお子さんが内定するため、理由の如何を問わず元の保育所等に通り続けることはできません（内定するお子さんがいない場合や定員に空きがある場合であっても、選考の公平性を欠くことになるため同様の取扱いとなります）。内定を辞退する場合、翌月からどの保育所等にも通えなくなってしまいますので、転所申込みは慎重に行ってください。また、転所の意思がなくなったときは速やかに「申込取下げ書」をご提出ください。転所申込みについて、詳しくはP26「転所申込みをする場合」をご覧ください。

◆【待機】について

Q30	入所・転所申込みをしたが内定が出なかった場合、翌月以降の選考のために毎月申込みをしなければならないのでしょうか？
A30	一度申込みをすれば令和9年度中（令和10年2月入所選考まで）は有効ですので、毎月の申込みは不要です。もし入所の希望がなくなったときは、速やかに「申込取下げ書」をご提出ください。

◆【育児休業】について

Q31	《入所時点で妊娠が判明している方》 上の子の入所・転所申込みをしたいのですが、現在妊娠中です。これから生まれてくる子の育児休業（※育児に伴う休業（自営業）含む。以下同じ。）を産前産後休業後に継続して取得することはできるのでしょうか？
A31	<u>育児休業を取得したまま保育所等に継続して通うことはできません。</u> 育児休業中は保育を必要としておりませんので、上のお子さんが入所したら入所翌月の1日までに復職（自営の方は就労再開）する必要があります。入所時点で既に産前産後休業に入っている場合には、入所翌月1日までに復職することができず「就労」要件を満たさない為、入所承諾期間は「出産」要件と同様（出産予定月をはさんで前後各2か月の計5か月）となり、その期間後に他の要件で延長することはできません。 保護者の方が育児休業を取得する場合は在籍している保育所等に連絡し、育児休業中の保育時間については保育所等とご相談ください。 外勤の方 復職後に妊娠中のお子さんの産前産後休業を取得する場合には、最長で下のお子さんが2歳を迎えた年度末まで育児休業を取得しながら保育所に継続して通うことができます。また、下のお子さんが2歳を迎えた年度末の時点において、既に保育所等に通っている上のお子さんが4歳・5歳児クラスに在籍している場合は、児童福祉等の観点から育児休業を継続・延長しても卒園まで通うことができます。卒園前に育児休業が終了した場合は復職が必要です。産後休業中（育児休業期間確定後）に「育児休業等育児に伴う保育所等入所継続届（外勤用）」と勤務先発行の「育児休業証明書」又は「育児休業期間が明記されている就労証明書」を保育幼稚園課までご提出ください。 <u>※育児休業から、元の勤務先に復職せずに退職した場合は、退所となりますのでご注意ください。</u> 自営の方 最長で生まれたお子さんが1歳を迎えた年度末まで育児に伴う休業を取得しながら上のお子さんを継続して保育所等に通わせることができます。ご出産後に「育児に伴う休業に係る保育所等入所継続届（自営業・内職用）」を保育幼稚園課までご提出ください。

Q32	現在育児休業中なのですが、保育所等入所・転所の申込みはできますか？
A32	育児休業中の方は、保育所等の入所要件にはあたりませんが、「保育所等入所申込調査書」内で、「育児休業を切り上げて入所月の翌月1日までに復職（自営業の方は就労再開）すること」を誓約いただいた方は就労を要件として申込むことが可能です。外勤・自営業の方ともに、復職後に会社から発行された（自営業の方はご自分で記入した）「復職証明書」を、保育幼稚園課までご提出ください。下の子についての育児休業中に上の子の保育所等入所・転所申込みをする場合も同様です。

◆【利用決定期間満了後も引き続き保育所等に通いたい場合】について

Q33	「求職（就労内定・開業予定）」要件で保育所に入所しましたが、決定期間満了後も引き続き保育所に通い続けたい場合、どのような手続きが必要ですか？
A33	「求職」要件で保育所等の申込みをした場合、利用決定期間が1か月です。その後も引き続き保育所等に通うためには、利用決定期間満了前までに就労を開始し「就労証明書」を提出してください。

Q34	「出産」要件で保育所に入所しました。利用決定期間満了後も引き続き保育所等に通い続けたい場合、どのような手続きが必要ですか？
A34	「出産」要件で保育所等の申込みをした場合、利用決定期間は5か月（出産予定月をはさんで前後各2か月）です。この満了期間終了後は、「出産」以外の要件を満たしたとしても利用決定期間を延長することはできませんので退所となります。その後も引き続き保育所等に通うためには、再度入所申込みをする必要があります。P11 に記載されている各月の申込締切日までにお申込みください（例えば利用決定期間が令和9年8月末日までの場合で9月以降も保育所等に通いたいときは、8月10日（火）23：59分までに再申込みをする必要があります）。なお、再申込みの際には他の方と同様の選考になりますので、選考の結果によっては引き続き通うことができない場合があります。

◆【スクールゾーン】について

Q35	駐車場のある保育所に車で通うつもりなのですが、保育所の近くにスクールゾーンがある場合はどうしたらよいですか？必要な手続きはありますか？
A35	車でスクールゾーンを通るためには、小金井警察署で手続きをする必要があります。手続きに必要なものなど、詳しくは小金井警察へお問合せください。

12. 利用者負担額（保育費）等について

（１）利用者負担額（保育費）等の金額について

令和７年９月より、認可保育所等に在籍しているお子さんの保育費が無償となります。無償化の対象は保育費のみです。延長保育料をはじめ、行事費などにかかる実費分は無償化の対象外ですので、お支払いが必要となります。

実費徴収となる費用についての不明な点は、各施設に直接お問合せください。

各月初日の在籍支給認定子どもの属する世帯の階層区分			利用者負担額（月額：円）
階層区分	定 義		
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯並びに令第15条の3（法第30条の4第3号の政令で定める場合及び市町村民税を課されないものに準ずる者）第2項第3号に掲げる小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親である保護者		0
B	当該年度分の市町村民税額が右記の区分に該当する世帯	A 階層を除く市町村民税非課税世帯	0
C		市町村民税が均等割のみの課税世帯	0
D1	当該年度分の市町村民税所得割が右記の区分に該当する世帯	5,000 円未満の世帯	0
D2		5,000 円以上 28,500 円未満の世帯	0
D3		28,500 円以上 29,500 円未満の世帯	0
D4		29,500 円以上 36,000 円未満の世帯	0
D5		36,000 円以上 50,500 円未満の世帯	0
D6		50,500 円以上 76,700 円未満の世帯	0
D7		76,700 円以上 97,100 円未満の世帯	0
D8		97,100 円以上 121,000 円未満の世帯	0
D9		121,000 円以上 142,000 円未満の世帯	0
D10		142,000 円以上 161,000 円未満の世帯	0
D11		161,000 円以上 192,000 円未満の世帯	0
D12		192,000 円以上 218,000 円未満の世帯	0
D13		218,000 円以上 243,500 円未満の世帯	0
D14		243,500 円以上 269,500 円未満の世帯	0
D15		269,500 円以上 303,500 円未満の世帯	0
D16		303,500 円以上 327,000 円未満の世帯	0
D17		327,000 円以上 366,000 円未満の世帯	0
D18		366,000 円以上 414,000 円未満の世帯	0
D19		414,000 円以上 446,000 円未満の世帯	0
D20		446,000 円以上 479,000 円未満の世帯	0
D21		479,000 円以上 510,000 円未満の世帯	0
D22		510,000 円以上の世帯	0

算定方法

保育費は無償となりますが、世帯の市（区町村）民税所得割額（所得割額が課税されていない場合は均等割額）を基礎に、階層算定（→P42『利用者負担額徴収基準額表』）及び3～5歳児クラスのお子さんの副食費の徴収免除判定を行います。延長保育料の免除は、階層算定後に決定します。

算定は、毎年4月と9月の2回行います（9月に切り替わります）。

令和8年度	令和9年度		令和10年度
9月分～翌3月分	4月分～8月分	9月分～翌3月分	4月分～8月分
令和8年度の市（区町村）民税 所得割課税額		令和9年度の市（区町村）民税 所得割課税額	

※市町村民税の賦課決定時が6月となり、直近の所得の状況を反映する観点から、切り替え時期は9月となっています。

※父母が非課税の場合で、祖父母が同一世帯である場合は、同居の祖父母等の市民税を含めて算定します。

※算定にあたっては、住宅借入金控除、配当控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除外国税額控除、寄付金控除の税額控除前の額を算定基準とします。

以下に該当する方は、保育費の算定等に影響がある可能性がありますので、必ず保育幼稚園課までご連絡ください。

- ① 結婚（事実婚含む）・離婚をした
- ② ひとり親の方で、祖父母と同居（別居）になった
- ④ 生活保護を受ける（受けない）ことになった
- ⑤ 修正申告をした
- ⑥ 同居親族の中に障害者手帳を発行された方がいる

（２）副食費について

3～5歳児クラスのお子さんの副食費は引き続き保護者の皆様にご負担いただきます。

施設の種類	支払先	支払方法
こくぶんじ保育園（公立）	国分寺市	口座振替または納付書
私立保育園	各施設	各施設へお問合せください

※副食費の免除対象となるお子さんについては、通知にてお知らせします。

※令和9年度1月1日時点で国分寺市外に住民登録がある方は、副食費の免除判定のために市町村民税の確認に必要な書類（P.16）をご提出ください。

（３）延長保育料

延長保育とは、保育の必要性の認定で保育必要量区分が「保育標準時間」の方が開所時間を超えて保育を行うこと、又は「保育短時間」の方が開所時間内の８時間を超えて保育を行うことをいいます。延長保育をご利用になる場合、別途延長保育料がかかります。公立保育所と私立保育所で取扱いが異なります。

◆公設保育所

- ・月額利用とスポット（１日）利用があります。
- ・こくぶんじ保育園については１時間延長、恋ヶ窪保育園とひかり保育園については１時間延長と２時間延長があります。
- ・利用者負担額が口座振替の場合は延長保育料も口座振替となります。月額利用の場合は当月の保育費と一緒に、スポット（１日）利用の場合は翌月の保育費と一緒に引き落としになります（例えば、４月に月額利用した延長保育料は４月分の保育費と一緒に引き落としになりますが、４月にスポット（１日）利用した延長保育料は５月分の保育費と一緒に引き落としになります）。

月額利用 （保育標準時間のみ）	事前に延長保育申請書を入所保育所に提出し、承諾を受けてください。	１時間：月額 2,500 円 ２時間：月額 5,000 円（※） （※）恋ヶ窪保育園・ひかり保育園のみ
スポット （１日）利用	利用する日の午前９時までに園に連絡をして、お迎えの際に申請書を提出してください。	１時間：400 円（月額上限 2,500 円） ２時間：800 円（月額上限 5,000 円）（※） （※）恋ヶ窪保育園・ひかり保育園のみ

※利用者負担額の階層区分が A 又は B の場合、延長保育料はかかりません。但し、公立園を利用している方は市に対して申請が必要です。詳しくは保育幼稚園課にお問合せください。

※なお、住民票が国分寺市に無く、公立園を利用されている方も同様に国分寺市の保育幼稚園課に対して免除申請を行ってください。

◆私立保育所・家庭的保育

保育所等によって取扱いが異なりますので、各保育所等にお問合せください。